

昭10
A
408

昭和九年十月

關東州に於ける棉作獎勵

關

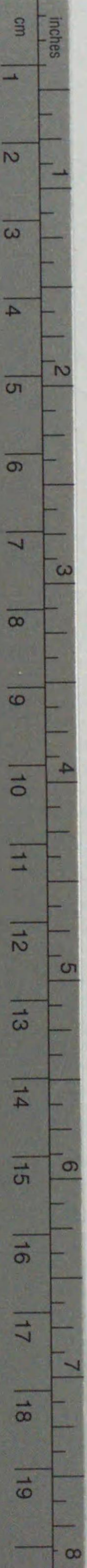
東

廳

立憲民政黨
政務調査館

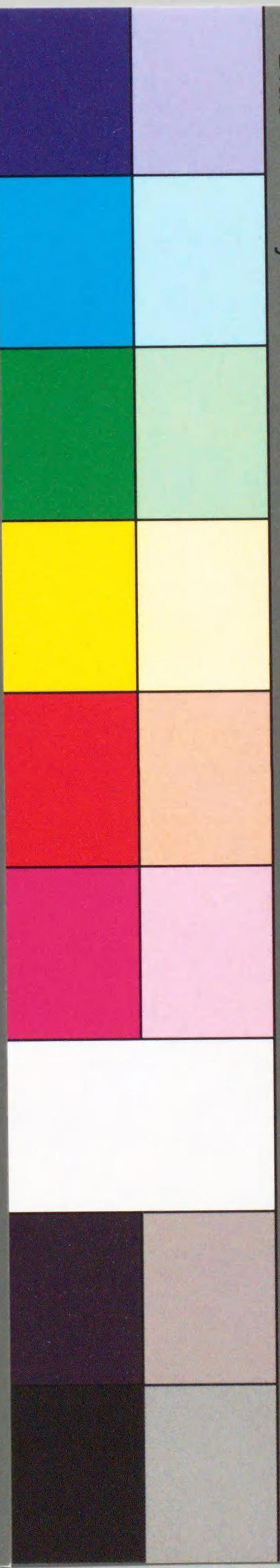
10. 7. 10

昭10
A
408



Kodak Color Control Patches

Blue Cyan Green Yellow Red Magenta White 3/Color Black



Kodak Gray Scale

A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19



© Kodak, 2007 TM: Kodak

昭10
A
408

目次

第一	關東州に於ける棉花栽培獎勵の概要	一
第二	既往五箇年間棉花栽培成績	三
(イ)	民政署管内別發芽成績	三
(ロ)	民政署管内別收量成績	四
(ハ)	民政署管内別耕作人員	四
第三	既往五箇年間棉花作柄狀況	五
第四	關東州陸地棉花栽培法	七
第五	關東州に於ける昭和八年以後の棉花獎勵方針	一七
(イ)	獎勵方針	一七
(ロ)	陸地棉花の擴張面積	一八
(ハ)	育成早熟種「關農一號」の増加面積	二〇
第六	棉花と他作物との比較經濟試驗成績	二〇
第七	關東廳農事試驗場に於ける棉花の品種改良試驗成績	二七
(イ)	陸地棉花早熟種育成試驗成績の概要	二七

目次

(ロ) 滿洲在來棉黑種の改良……………三〇

第八 滿洲棉花栽培協會……………三〇

(イ) 滿洲棉花栽培協會の沿革……………三〇

(ロ) 滿洲棉花栽培協會會則……………三二

(ハ) 協會設立以降現在迄の事業經過……………三五

(ニ) 協會設立以降現在迄の收支計算……………五七

第九 滿洲棉花株式會社……………六一

(イ) 滿洲棉花株式會社の沿革並に事業……………六一

(ロ) 滿洲棉花株式會社定款……………六三

(ハ) 會社設立以降現在迄の營業報告……………六八

(ニ) 實棉買入並に繰棉營業免許指令……………七五

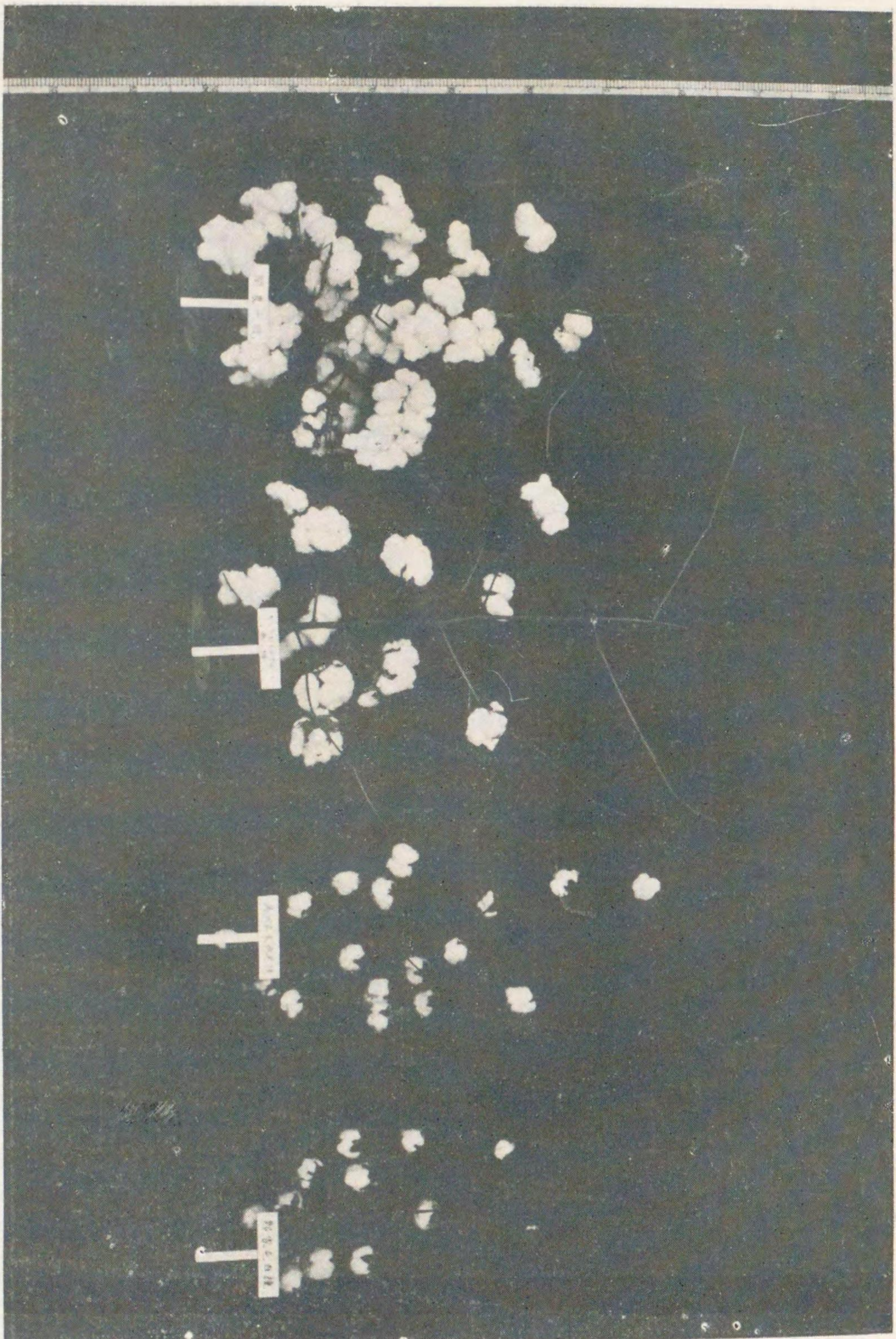
第十 實棉取引價格算定方法……………七六

第十一 既往五箇年間棉花相場……………七九

第十二 關東州棉花取締規則……………八〇

附 錄

大同二年度滿洲國縣別棉花作付面積及收穫量……………八一

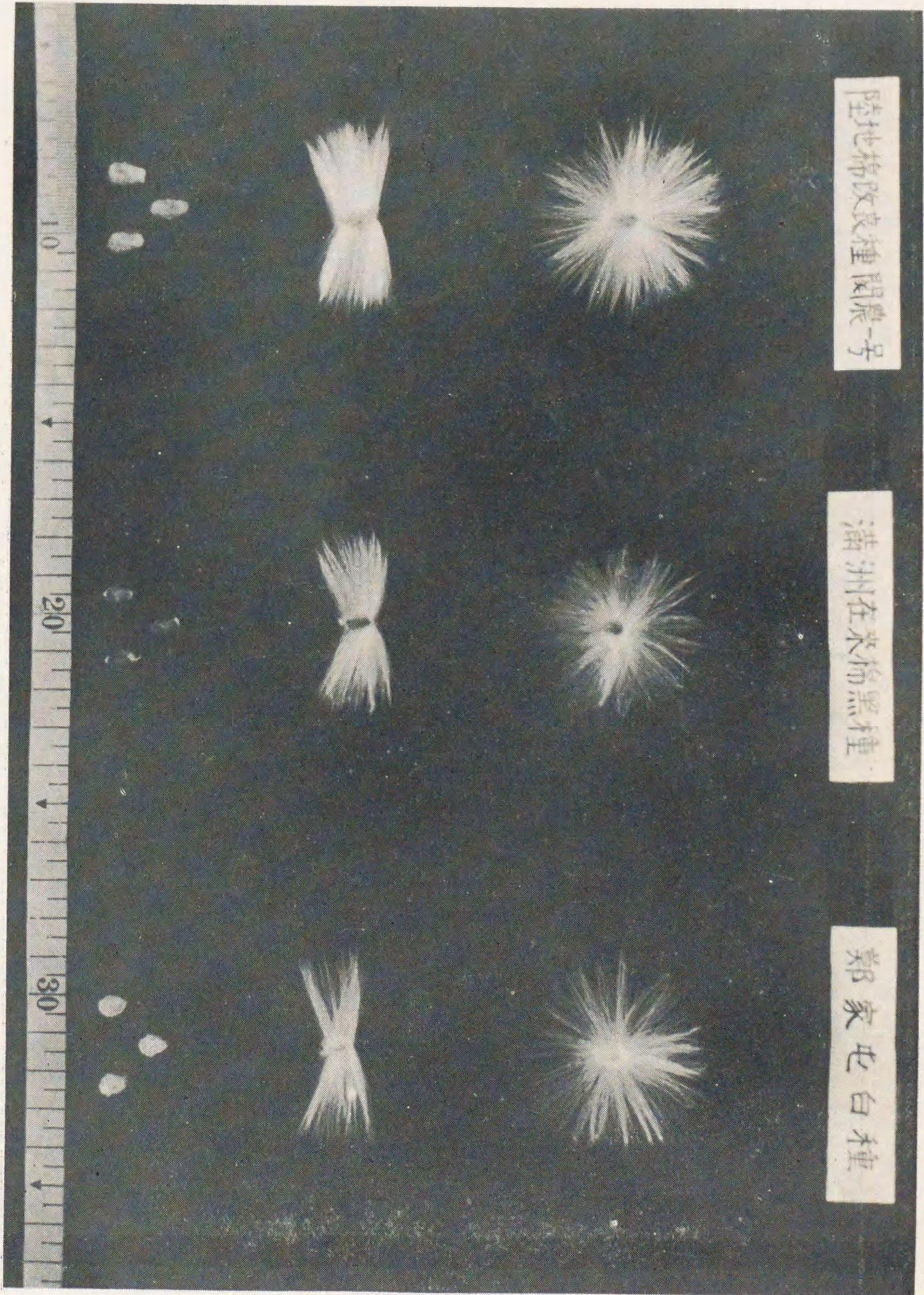


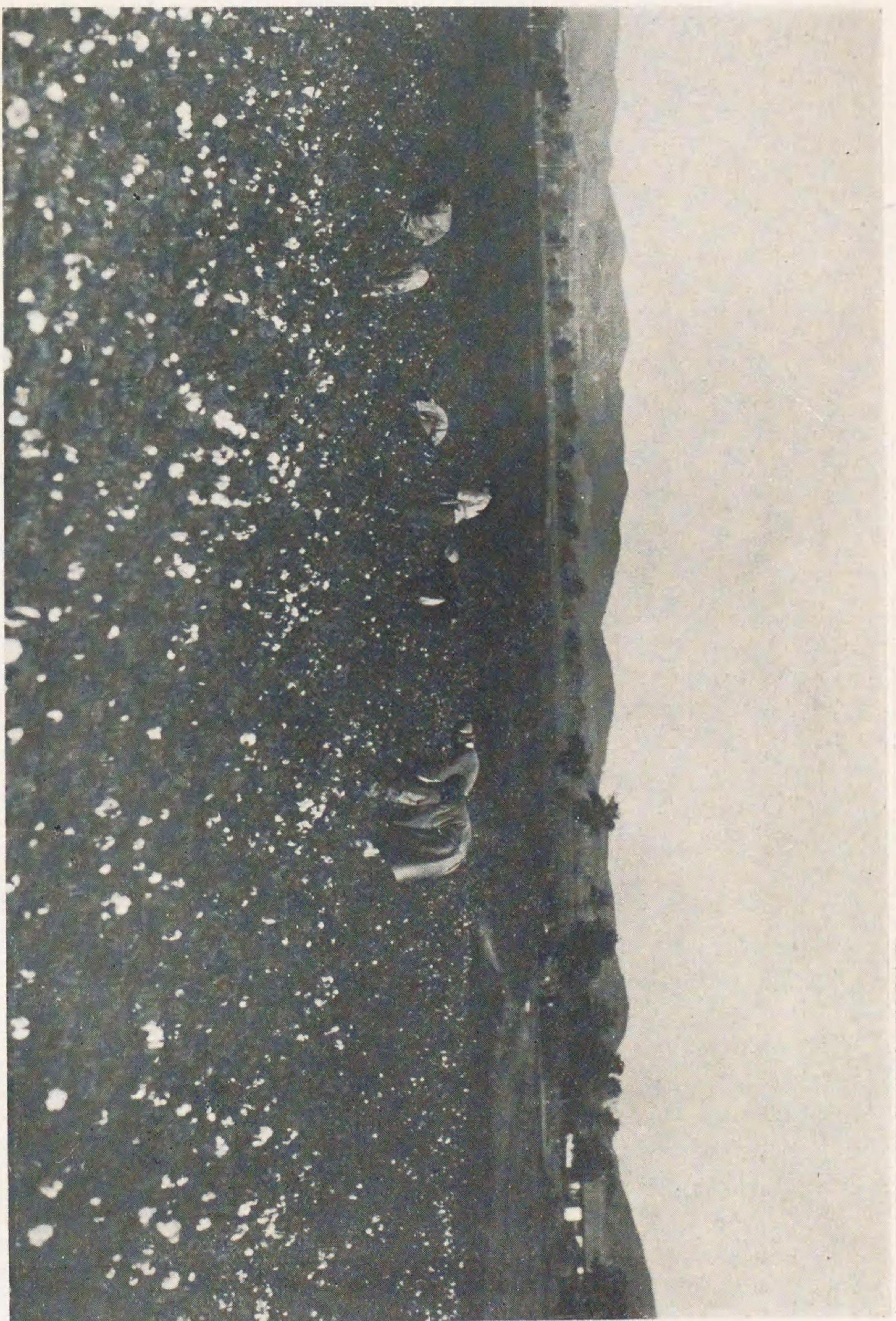
滿洲ニ於ケル主要ナル棉花品種
 キンクスイムブルード 滿洲在來棉黑種 鄭家屯白種
 關農一號



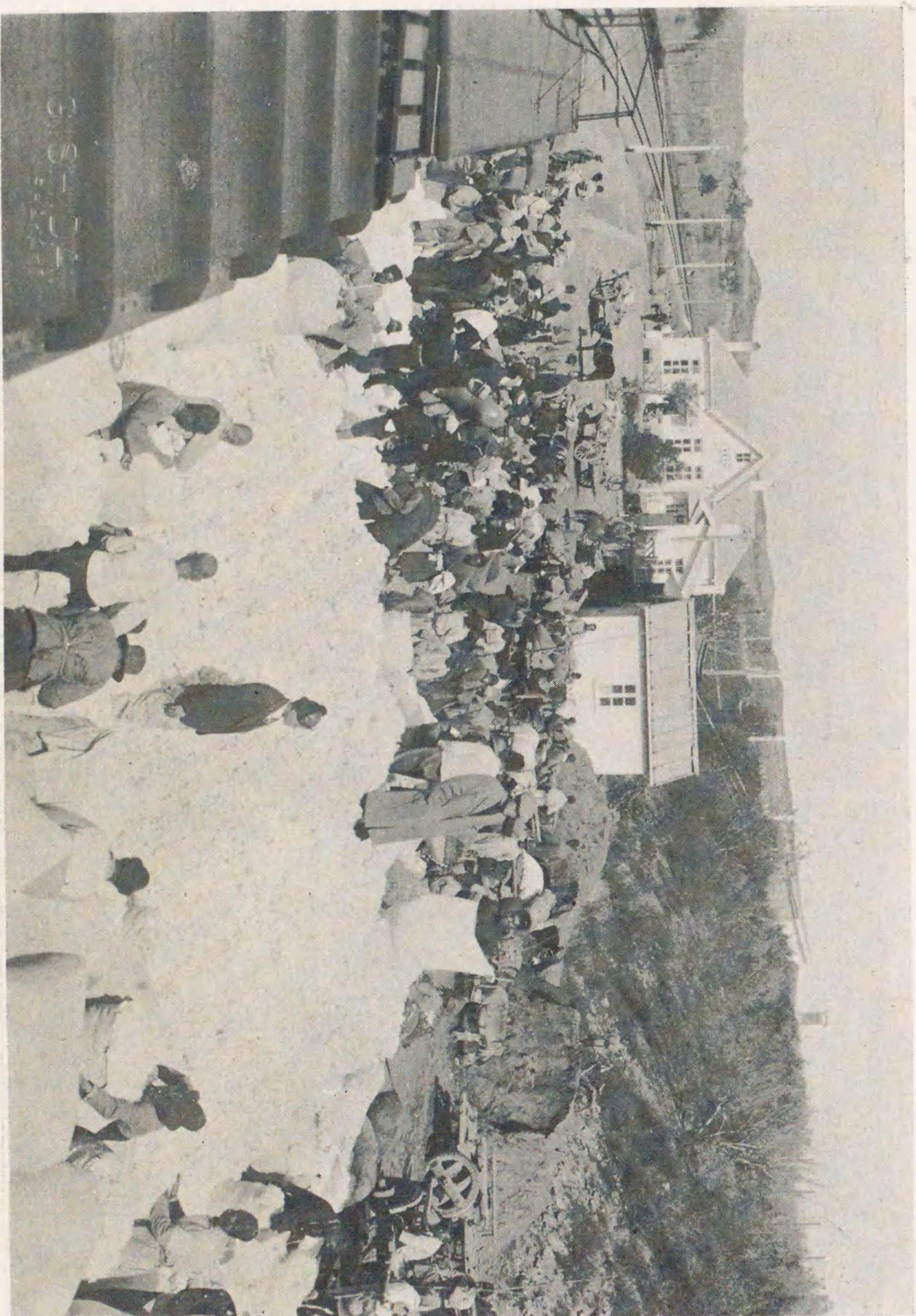
陸地棉改良種(關農一號)ノ草木形態

陸地棉改良種(關農一號)ノ滿洲在來棉纖維長比較

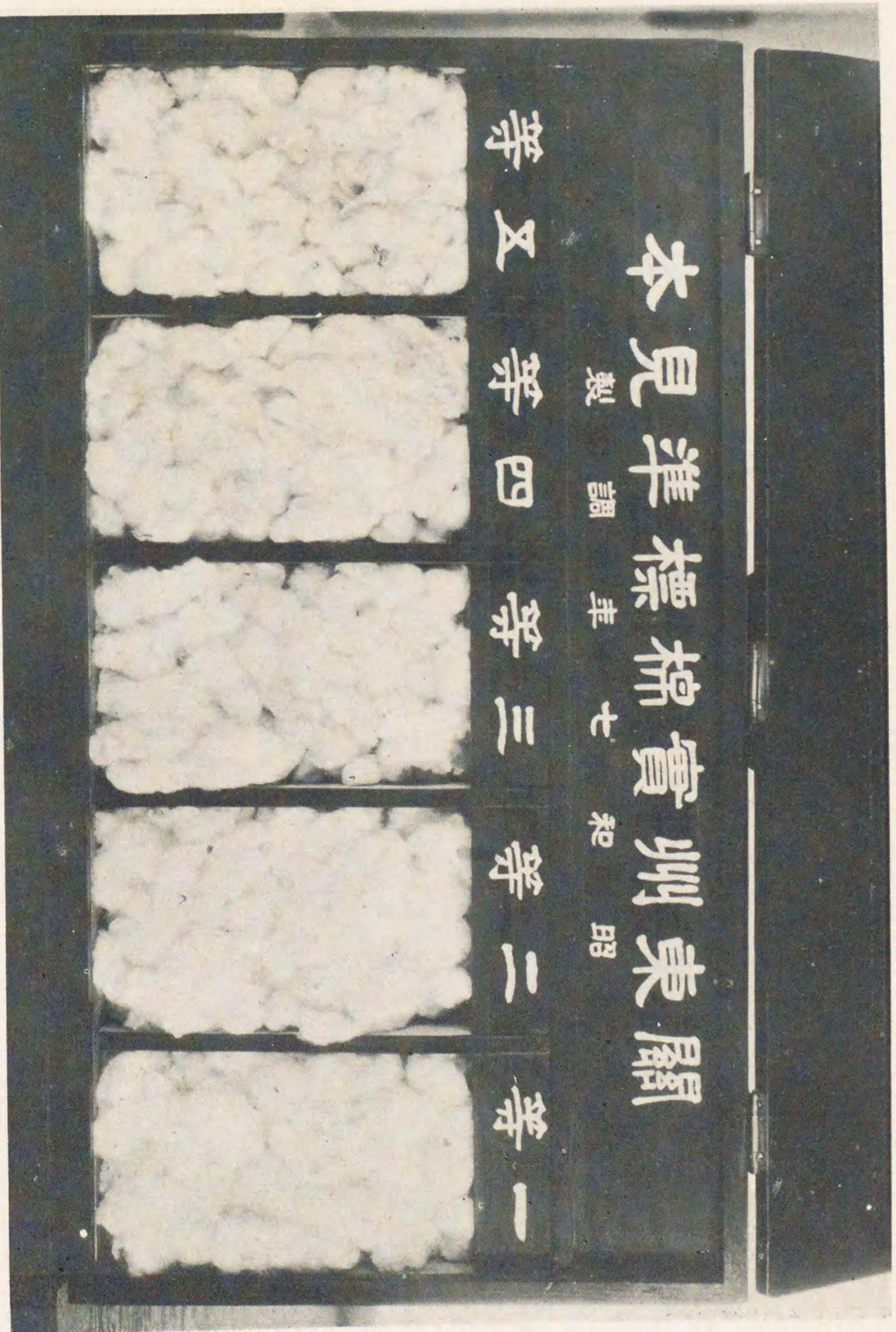




陸地棉開架並ニ摘採狀況



金州管内二十里臺ニ於ケル實棉販賣狀況



關東州に於ける棉作獎勵

第一 關東州に於ける棉花栽培獎勵の概要

本州の棉花は關東廳農事試驗場開設當時明治四十年より工藝作物の一として試作を爲したることありしも明治四十五年に至り中止し、其後種々調査の結果大正十一年より再び試作を始めたなり、其結果米國種陸地棉キングス、イムブル、I-ヴト種が本州風土に適し其の栽植最も有望なるを確めたり、次で大正十二年に至り相當大面積の試作を行ひ播種法、施肥法其他各種の試験を施行すると共に各民政署管内に互り地方に對する適否の試作を行ひ尙日滿篤農家に委託して試験する等其の作付反別は二十餘町歩に達したり。該委託試験中には大面積の單作又は果樹園の間作に之を栽培し孰れも好成绩を得たるを以て翌十三年には民間栽培者續出し其の面積一躍百六十町歩に達したり、依て關東廳は農事試験場をして棉作の一層有利確實ならしむる爲進んで優良種子の育成並栽培法の研究をなさしめたるに昭和六年に至り早熟豊産にして優良種として認めらるゝ一系統を選出し之を「關農一號」と命名し此の系統の種子増殖を計らんが爲原種圃を設置し目下之が増殖中なり。今後之を耕作者に配付するときは反當棉花收量は大に増加し棉花は最も安全有利なる作物として之が栽培を希望する者多く其の面積は増加するものと期待せらる、又關東廳は大正十三年九月には斯業獎勵の助成機關として滿洲棉花栽培協會を設立し種子の配付、栽培法の指導及生産棉花の共同販賣其他斯業の普及發達を圖るに必要なる事業を行はしむることとなしたるの外實棉實買及棉實配付の圓滑を圖る爲大正十五年十一月滿洲棉花株式會社を設立せしめ同時に關東廳は種子の混淆逸散を防ぐ爲關東州棉花取締規則を制定し滿洲棉花會社に對

し本州産實棉の買入並繰棉營業を免許し且つ精選種子の配給を命じたり。
 如斯關東廳は斯業の發達に鋭意努力すると共に滿洲棉花栽培協會並滿洲棉花株式會社をして各民政署と相連絡提携して出來得る限り生産者を指導誘掖し、且つ生産棉販賣上に於ても保護便益を與へしめ之が普及發達を圖りたると、一方農民亦漸次棉花栽培の有利なることを理解し來り、特に昭和八年は近來になき豐作なると且つ普通作物の價格低廉なるに比し棉花相場は騰貴し收益も非常に大なりしを以て農民は益々棉作に對する理解を深めたり。大正十三年以來の棉花栽培成績を示せば左の如し。

年 別	發 芽 反 別	收 量	出 棉 量
大 正 十 三 年	一六三 ^町	一四六、七八一 ^斤	五〇、五〇五 ^斤
同 十 四 年	八二二	五七五、一九〇	三六九、〇七五
同 十 五 年	七八〇	三七二、七九二	一五一、七四六
昭 和 二 年	一、三四二	六一〇、〇〇〇	三六六、〇〇〇
同 三 年	一、五六五	六五四、九八八	三四八、〇〇〇
同 四 年	一、六三一	一、五五七、一五四	七二二、三五八
同 五 年	一、七〇七	一、一三七、四三二	五一九、五二三
同 六 年	一、八八七	八五八、〇九四	三二九、六四二
同 七 年	七七二	四九二、七一九	二七一、八〇八
同 八 年	九七七	一、三〇九、三八三	八六八、六九八

備考 出棉量とは大正十四年迄は滿洲棉花栽培協會の買付たるもの同十五年以後は滿洲棉花株式會社の買付量とす。

右表に示す如く特別に氣候不順なる年は別として一般に收量漸次増加せるは、主として土地の選定及指導の徹底に因るものにして、更に今後一層濃厚なる指導を加へて棉花に對する農民の理解を深からしむると共に育成早熟種なる「關農一號」を可及的速に耕作者に配付し以て斯業の堅實なる發達を圖らむとするものなり。

昭和七年滿洲國建設さるゝや滿洲國政府に於ては棉花栽培の重大なるに鑑み關東廳、軍部、滿鐵等關係者の參集を乞ひ、棉花獎勵事業の達成に盡力せられむことを希望され、關東廳に於ても極力滿洲國の斯業獎勵の達成に援助することゝなし、州内を滿洲國棉花栽培に關する試験地たり又採種地たらしむべく努力しつゝあり。

第二 既往五箇年間棉花栽培成績

イ 民政署管内別發芽成績

管内別	年 別	昭 和 四 年	昭 和 五 年	昭 和 六 年	昭 和 七 年	昭 和 八 年
旅 順	二三四・五三三 ^町	二九一・三三三 ^町	三一四・七二二 ^町	一一〇・〇八 ^町	一六〇・〇八 ^町	
大 連	三四一・四二二	三三〇・四三三	三九六・三〇〇	一四三・二八	一八四・八四	
金 州	四七〇・八六	四九八・七四	五四九・八一	二八三・三四	三二二・八七	
普 蘭 店	五〇二・七四	五〇四・九六	五二八・四二	二〇八・三九	二五一・二三	
貔 子 窩	八一・七〇	九一・五五	九八・二八	二五・五〇	六七・一七	
計	一、六三一・二五	一、七〇七・〇一	一、八八七・五三	七七〇・五九	九七七・一九	

民政署管内別収量成績

管内別	年別	
	昭和四年	昭和五年
旅順	二八八、九七八斤	一六七、四七五斤
大連	二四四、九六五	一二七、五九二
金州	五一五、五三二	三八二、六八二
普蘭店	四三九、四四〇	四〇二、〇三八
貔子窩	六八、二三九	五七、六四五
計	一、五五七、一五四	一、一三七、四三二
		昭和六年
旅順		一七四、一六九斤
大連		一一三、七六七
金州		二五二、九四〇
普蘭店		二八二、四八三
貔子窩		三四、七三五
計		八五八、〇九四
		昭和七年
旅順		九三、八九七斤
大連		六六、〇〇〇
金州		一七四、六六六
普蘭店		一五〇、二三二
貔子窩		七、九二四
計		四九二、七一九
		昭和八年
旅順		二一三、六七四斤
大連		二八五、〇八六
金州		三八八、〇八三
普蘭店		三八四、七〇五
貔子窩		三七、八三五
計		一、三〇九、三八三

民政署管内別耕作人員

管内別	年別	
	昭和四年	昭和五年
旅順	三、三九八人	三、一九〇人
大連	一、六〇一	一、八六〇
金州	二、七九〇	二、二九〇
普蘭店	三、五五三	二、六八九
貔子窩	五七〇	七六九
計	一、一九一二	一〇、七九八
		昭和六年
旅順		二、九〇五人
大連		二、一五〇
金州		二、〇三八
普蘭店		二、六三二
貔子窩		六八九
計		一〇、四一四
		昭和七年
旅順		一、五二六人
大連		一、四〇一
金州		一、五二二
普蘭店		一、七四一
貔子窩		五四七
計		六、七二七
		昭和八年
旅順		一、六二〇人
大連		一、〇九五
金州		一、五七一
普蘭店		一、三一〇
貔子窩		二〇一
計		五、七九七

耕作人の大部分は満人なり。

第三 既往五箇年間棉花作柄状況

昭和四年

本年度は天候良好にして棉花發芽状態は甚だ良く播種面積千八百七十六町歩、發芽面積は千六百三十一町歩にして發芽歩合は播種面積に對し八割七分弱に當り、收穫量も約百五十六萬斤となり、棉花會社の買付量七十萬斤に達し近來になき好成績を擧げ得たり。

昭和五年

本年度の播種面積は千八百七十町歩、發芽面積千七百七町歩にして播種面積に對する發芽歩合は九割一分となり成績は可良なりき。本年は土地の選定並に指導の徹底に就ては遺漏なきを期したれば前數年に比し遜色なき成績を擧ぐるに至れり。即ち本年度の出棉量は五十二萬斤に達し之を前年度の出棉量七十二萬斤に比するときは二十萬斤の減少を見たるも本年度收穫量に對する出棉歩合は四五・〇七%にして前年度の四六・〇三%に比して大差なく、又本年度收穫量の平均反當收量は六十七斤にして之を前年度の九十五斤に比すれば遜色あるも前年度の如きは稀有の事なるを以て前々年度の四十二斤に比すれば遙かに優良なる成績を示せり。

昭和六年

本年度の棉作は天候の不良に基く作柄の不作と棉價の暴落とに依り甚しき不振を來し、其の成績は棉作獎勵以來未だ嘗て見ざる現象を呈せり。即ち本年度に於ける出棉量は之を前年の出棉量に比すれば約十九萬斤の激減にして實に三割六分の減少とす。而して本年度發芽面積は千八百三十二町歩にして前年度の面積よりも百二十五町歩を増加せる

に拘はらず收穫量は八十五萬八千斤にして此の反當收穫量は僅に四十五斤に過ぎず、出棉歩合も僅に三割八分四厘なり。

昭和七年

本年は四月に入り氣温頓に上昇し下旬に於ては發芽氣温を繼續的に示したるを以て各管内共一齊に播種を開始し五月五日迄に大部分完了せり。然るに五月四日の降雨以來氣温低下し特に夜間は涼氣甚しく隨て發芽一齊ならず、其の後曇天又は降雨屢々ありて生育軟弱なりし爲病害に因り枯死せし棉圃相亞で生じ廢作の已むなきに至りたるものあり、而して七月上旬に入るや一時氣温高燥となり生育を促進し七月十三日頃より各管内共開花を始めたるに再び同月十八日頃より天候不良となり生育遲鈍の状態に在り、隨て棉木徒長し軟弱なりしも八月に入り急激に天候恢復し氣温昇騰棉作に好適なる天候となりたるを以て生育強健となり前年に比し各管内共開花約十日間早かりしと共に開絮をも促進し、開絮期に入るや天候益々順調加ふるに温度も稀に見る上昇を示し、小春日和の天候は十一月迄繼續したるを以て開絮成績一層優良となり棉圃にて採收したる棉花多く隨て降霜遅れたるにより木採棉は僅少なりき。

本年度の發芽面積は七百七十二町歩にして前年度より一千六十町歩を減ぜしに拘はらず、收穫量は四十九萬二千七百十九斤にして此の反當收穫量は六十五斤即ち前年度の四十七斤に比し十八斤(三割八分)の増收を見、結局平年以上の好成績を収めたるものとす。

昭和八年

本年の播種當時は適當なる降雨ありたるを以て各管内とも一齊に播種を開始し五月上旬迄には大部分播種を完了し發芽當時も氣象順調なりしかば發芽良好なりき。其の後も氣候順調に推移し生育も從て良好なりしかば當廳棉作獎勵

以來嘗て見ざる好成績を擧げ得たり。本年の播種面積は千町餘、發芽面積九百七十七町なりしが其の收穫量は約百三十一萬斤となり反當收穫量は百四十斤にして前年の反當收穫量六十五斤に比し實に七十五斤の増加を見たり、滿洲棉花會社の買付量は約八十六萬九千斤に及び會社創立以來最大の買付量なり。

第四 關東州陸地棉栽培法

陸地棉の栽培法に就ては當州の氣候風土に適合せるものを速に定めて各指導者に知悉せしむるの必要あるを以て關東廳は農事試驗場、民政署、棉花協會の技術員を集めて再三協議の結果左の如き栽培法を定めて各指導員の指針とせり

陸地棉栽培法

一、土地の選定

土地選定の良否は收量に大なる關係あるを以て土質と場所の適否に最大の注意を拂ふこと肝要なり。

1 棉作適地

棉作の最適地は砂質壤土なるが壤土、礫質壤土及稍粘質ある壤土等も充分なる成績を擧げ得るなり。

2 棉花栽培の場所

土質が棉作に適當し居るも場所によりて色々なる故障を生ずることあり、即ち低地の如き雨後水溜となる過濕の場所及日當りの悪しき場所は栽培の適地ならざるにより此の點は特に注意を拂ふこと肝要なり。

二、整地

作物の收穫を終れば秋一回は深耕をなすこと必要にして棉を連作するものは收穫の關係上秋耕を行はざる者多く是

は是非改めざるべからず、秋耕を行へば土壤の風化作用を充分ならしめ水分の保持を扶けると同時に病蟲害の發生等を防止するに効果あり。

次に春季解氷期を待つてハローを以て土塊を碎き耕土を均一ならしめ發芽を妨げらるゝことなき様整地をなすことも必要なり。

三、肥料

肥料は土糞を用ふれば可なり、其の施用量は標準としては一天地(關東州内の一天地は日本の三段六畝に相當す)當大體六車を施せばよし、尙土糞の外に金肥として硫安十貫、過磷酸石灰十貫位を施すときは一層作柄を良好になすを以て是非金肥の施用を望む。

四、播種

播種法の巧拙が發芽の良否に關係し延いては作柄まで影響を及ぼすを以て播種に當りては深甚の注意を拂ふ必要あり、今順次播種に關して重要な事項を述べれば左の如し。

1 播種期

作物を栽培するには播種の適期を知ること最も肝要なり。今二十四季に従ふときは棉の播種は穀雨より立夏までの間を適期とするも更に期間内に於ても有利な播種は種子が地中に於て降雨を充分利用することの出来るやうに豫め播種を早く終了し置くこと得策なり。

2 作條

棉は深播を忌む作物なるにより、作條を包米、高粱等より一層淺く設くる必要あり、作條を淺くするには犁器の

3 下種

調節を圖り尙作條内の窪地を一定するには犁の後に支那煉瓦を付けて引く事も良法と思考す。

(イ) 播種量

從來棉の播種に當りては他作物と同様に厚播するの習慣あり、爲に豫定面積の播種さへ出來ざる當業者あり、而して棉の厚播は播種技術の幼稚なることを物語るものなれば速かに改善すべき重要事項なり。然らば今幾許の播種量が最も適當なりやと云ふに先づ種子にて一畝(關東州内にては日本の六畝)當十二斤なりとす。

(ロ) 種子の豫措

播種當日は冷水に二時間半位浸水し而して後草木灰を以て揉み、直に播種するときには吸水の爲發芽が促進されると同時に木灰塗抹の爲播種操作が非常に容易なり。

4 播種上の作業

滿洲は準旱地農法に依らざるべからざるが故に播種作業に付ては深甚の注意を拂ふ必要あり、先づ

(イ) 水分を可及的逸散せしめざるやう注意すること。

(ロ) 播種後地下水の上昇を妨げざるやうなすべきこと。

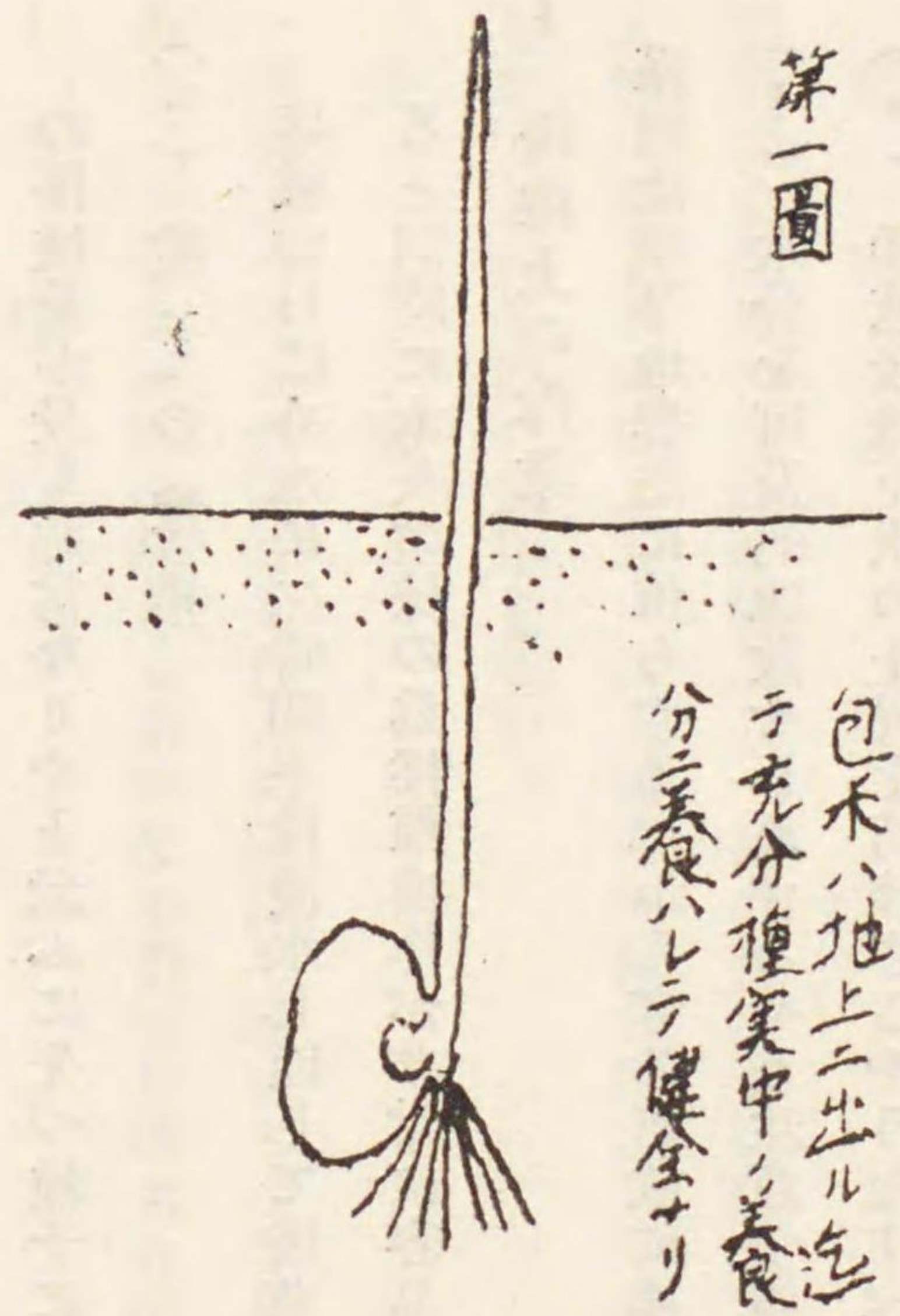
この二項は特に注意すべき點なり。

故に厩肥(新鮮な馬糞)等を施用することや、土糞も其の量多くして施用法を誤るときは下水の上昇を妨ぐる事となる故に注意を要す。故に最も合理的なる播種方法は作條後施肥して土壤と良く混和し少し覆土して下種したる後更に覆土することなり、或は作條を設けて直に下種を行ひ少しく土を覆ひて土糞を其の上に施し覆土するか

又は肥料の脇側に下種して種子と肥料とか接觸せざるやうにして覆土する方法もあり、而して之等の作業は何れも迅速に行ふこと肝要なり。

5 覆土

高粱、包米等は單子葉植物にして第一圖の如き形態をなして發芽するが棉は雙子葉植物にして第二圖の如き形態



第一圖



第二圖

をして發芽す。

故に高粱、包米等は少々深播しても何等發芽に支障を來さざるが棉は二枚の葉即ち子葉が覆土の厚き場合は土中にて開くことになる爲仲々地上に現れず其の儘枯死する故に覆土に當りては細心の注意を要するを以て出来るだけ土壌は粉碎せられたるものを覆土することにし其の程度は關東廳農事試驗場の試験の結果先づ壤土にて一寸、

砂質地にて一・五寸、粘質地にて〇・五—一・〇寸を適當とす。

五、間引

發芽したる棉は生長を促す爲に間引を行ふが間引に當りて注意すべきことは

(イ) 缺損株の發生することを考慮して間引は決して一回限に行はざること。

(ロ) 最後の株間に注意し適度を保つやうに行ふこと。

右が主なることにして間引は棉苗が六—七寸に生長するまでに約二回に亙りて行ふことを普通とし其の時期は第一回は六月上旬頃即ち發芽が終つて植物の葉が交叉する時期、第二回は六月下旬を適期とし最後の間引に於ける株間は地味の肥瘠によりて左記の通り適度を異にす。

一、下等地、株間四寸(幹長一尺以下の生長をなす土地)

一、中等地、株間六寸(幹長一尺五、六寸の生長をなす土地)

一、上等地、株間八寸

次に棉圃中缺損株の發生甚しき場合は左記の處置を採ること得策なり。

(イ) 追播を行ふがその時期は遅くとも六月五日までに行ふ必要あり。

(ロ) 缺損株甚しき場所には普通の間引を行はず一箇所に二—三本位の株を設くるやう心掛けること肝要なり。

六、除草

作物栽培上除草は極めて大切なる作業にして

(イ) 肥料(養料)の損失を防止し。

(ロ) 日光の透過を圖り。

(ハ) 水分の損失を防ぎ。

(ニ) 病蟲害の誘致を防止する等の利益を有し、殊に棉に於ては其の性纖弱にして到底雜草との競争に堪へ得ざるのみか、滿洲の如き降雨の少き地方に於ては耐旱農法上より見ても除草は極めて重要な作業の一つなり。故に常に草を追ひ草に追はれざるの心掛が必要なり。普通棉に於ては三―四回位除草を行ふことが適當なり。即ち第一回は間引の際に行ひ其の後は中耕培土を兼ねて適宜の時期に行ふことなり。

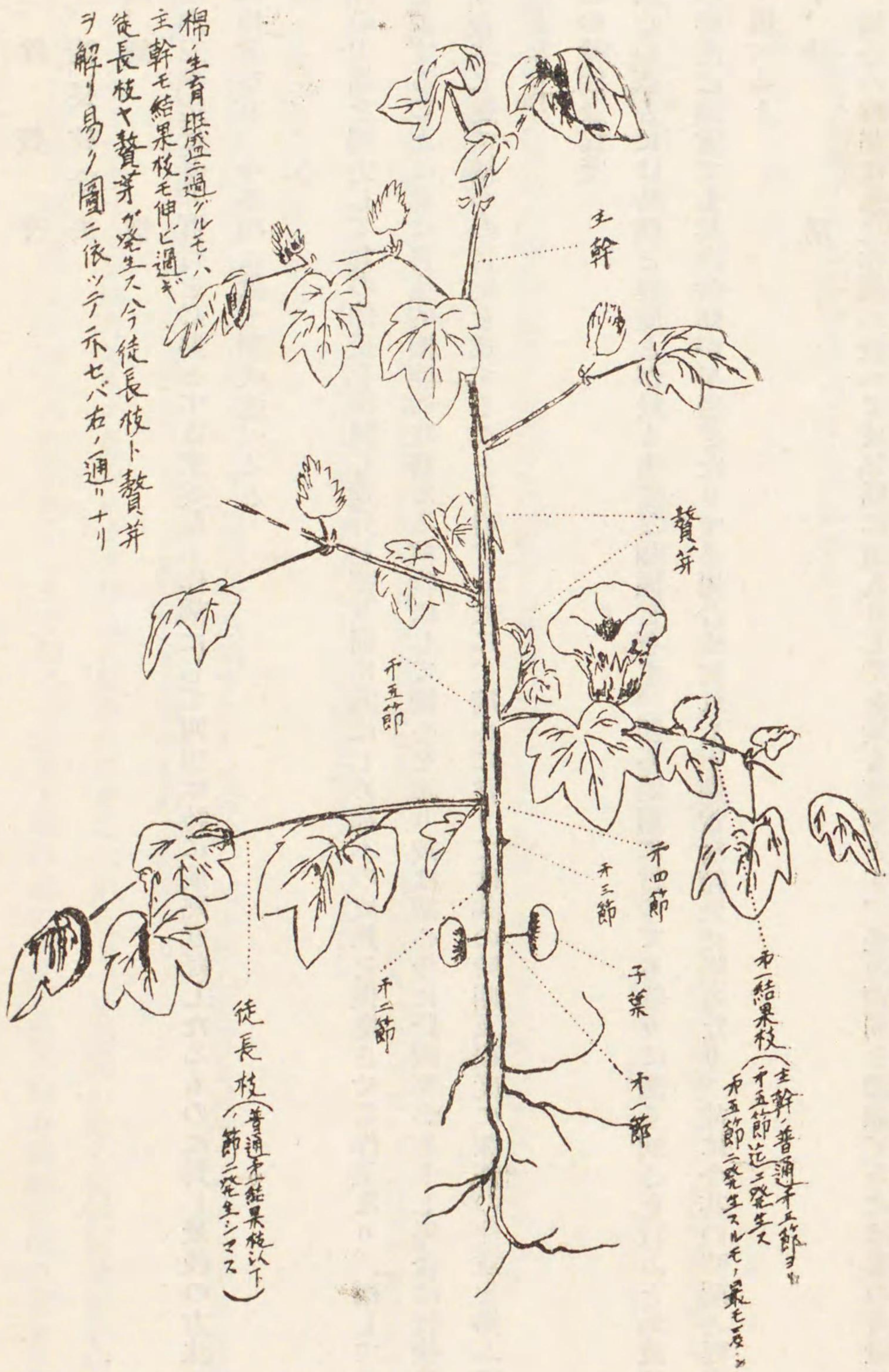
七、中耕

中耕は除草に次で必要なる作業にしてこの作業は畦間の表土を攪拌して土壤を膨軟にし、又一面には表土と底土との連絡を遮斷して水分の蒸發を防止する等、滿洲の如き降雨量の少き地方に於ては殊に必要な作業なり。中耕は普通三―四回位行ふなり、第一回の中耕は第一回間引後即ち棉苗の三―四寸に成長したるときに行ひ第二回中耕は第二回間引後に行ひ第三回は棉木八寸―一尺位成長したるとき即ち七月上旬或は中旬に行ふを適當と思ふ。

八、培土

培土は棉木の幼少なるときは間引及除草の際に細土を根元に搔き上げて棉木の固定を計り、生育後は中耕を兼ねて培土す。然るときは強健なる發育を促すと同時に成熟期に入つては表土の乾燥を速かならしめて開絮を促進する等の効果あり。

此の棉木の徒長は成熟期を遅らすを以て關東州の如き出来る丈早熟栽培の必要ある所に於ては特に注意を拂ふこと肝要なり。故に適期を選びて次の如き各種の作業を行はざるべからず。



- 一、摘心
- 二、除贅芽
- 三、徒長枝除去
- 四、摘梢

右の内三項迄は是非實行を必要とする重要な作業にして四項は特に成熟遅延したるものに對し最後の方法として行ふ作業なり。今各項に就て順次述べる

一、摘心

主幹の尖端を摘去して其の伸長を抑制し養分を蕾及莢に向はしめ棉木の成熟を促進させる作業なり。而して茲に注意を要することは棉は再生的機能の旺盛なる植物にして摘心を誤り或は摘心後に降雨等がありし場合は枝條伸長し贅芽蒼生し遂に摘心の目的を達することを得ざる故に、摘心に當りては其の時期及程度に深甚の注意を拂ふ事が最も肝要なり。

摘心の時期及程度

摘心の適否には時期と程度とが最も密接な關係を有す、即ち適期に行つても餘りに深く摘心を行ふとか或は摘心の程度は適當でも其の時期が早過ぎたりする場合は何れも不適當な結果に陥るなり。故に今其の時期と程度に就て述べる

イ、時期

摘心の時期は生長作用が衰へて成熟期に這入りし時を最も適期とす、是の適期を鑑識するには葉の黄綠色の程度を識別する事は勿論必要な事なるも先づ次の様に開花數にて摘心の標準を定むるを適法と思ふ。

- (一) 棉木小なるものにして生育停止し葉が黄綠色を呈せるものは果花一乃至二箇の時期に摘心をなすこと。
 - (二) 棉木の大きなるものは開花三乃至四箇の時期に適心をなすが、尙この時期に至つても葉が濃綠色を呈するときは黄變する迄摘心を延期するの必要あり。
- ロ、摘心の程度

摘心の程度は最も注意を要すべきことにして、若し其の程度深過ぎるときは早摘心と同一の結果を醸し、充分目的を達成すること不可能なり、故に何れの場合を問はず先端部を成る丈け淺く除去する事肝要なり。

二、除贅芽

贅芽は主幹上結果枝の根元に發生し養分を徒費する無用有害のものなり。今贅芽發生の場合を述べる

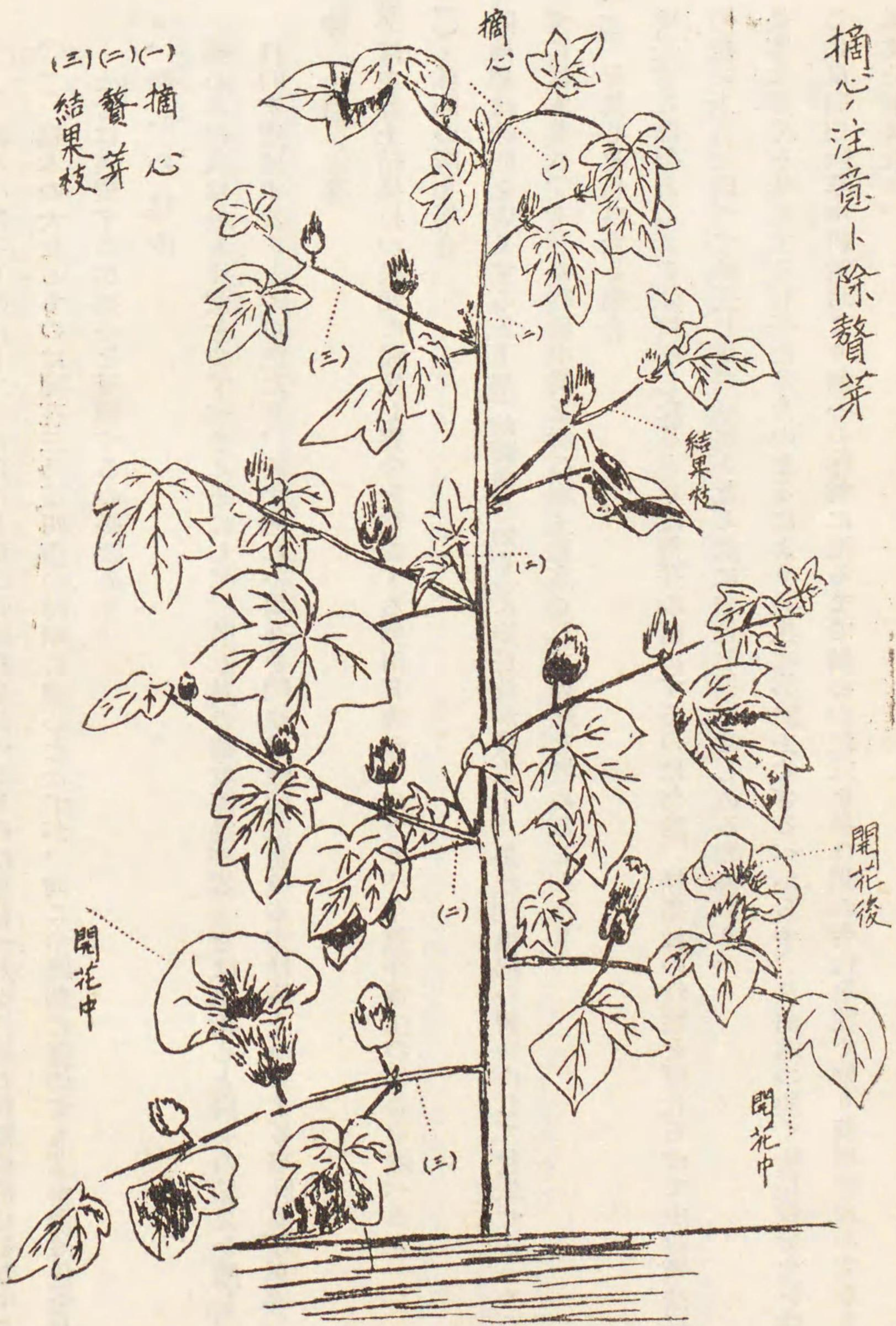
(一) 株間の廣き場合

陸地棉は株間を廣くすると下部(前圖繪の如く)に徒長枝が發生す。是は陸地棉の習性にして發生せざるやうになすには本葉六、七枚の時に中耕を行ひ培土を高くして節關を埋めることなり。

(二) 早摘心を行ひたる場合

成長する餘勢ある者を深摘心したるときは贅芽の萌出するのは勿論、結果枝の性態を變化させて主幹及徒長枝と同様に上方に向つて伸長し更新状態となる故に成熟を遅延せしめる弊害あり。是等は養分を徒費する有害なるものなるにより發生次第除去せざるべからず、又前述の如く徒長枝發生を防止するには間引除草中耕當時より摘心の作業に至るまで細心の注意を拂ひ棉の習性を能く知り栽培管理の完全を期すること肝要なり。

摘心注意ト除贅芽



第五 關東州に於ける昭和八年以後の棉作獎勵方針

イ 獎勵方針

關東廳は大正十一、十二兩年間農事試驗場に於ける試験の結果陸地棉栽培が本州の氣候風土に適應し、朝鮮に劣らざる生産を擧げ得るを認めたるを以て、之が獎勵の方針を樹て大正十三年に滿洲棉花栽培協會を設立し斯業の普及發達を圖るに必要な事業を興せり。次で大正十五年に棉花の買取加工及種子採取を目的とする滿洲棉花株式會社設立し生産者の販賣に便し、農事試驗場に於ては大正十五年より品種改良に着手し早熟種(優良種)の選出に努め昭和六年には「關農一號」なる早熟優良種を選抜育成し昭和七年より原種圃を設置して種子の増殖を圖る等種々棉作の獎勵に盡力しつゝあり。

昭和七年滿洲國建設さるゝや滿洲國政府に於ても棉花栽培の重大なるに鑑み、關東廳、軍部、滿鐵等の參集を乞ひ本事業の達成に盡力せられむことを希望し、共に技術的財政的に援助することを決議せり。依つて關東廳も州内を滿洲國の棉花栽培に關する試験地たり又採種地たらしめむとすべく努力しつゝあり。獎勵方針としては

一、從來は州内産種子の外に朝鮮より多量の種子を購入し播種せしめたるも朝鮮の種子は當州の土地に馴化せず又優良種子の購入至難なれば州内産種子のみにて棉作の擴張を圖ることゝす。

二、從來朝鮮より移入したる種子は當州の風土に充分ならざるにより霜害の爲農民は屢々不測の損害を蒙り棉花栽培を忌避する者ありたるを以て、關東廳農事試驗場に於ては當州に適應せる品種を選出せむが爲種々努力せし結果昭

和六年に早熟種の選出に成功し昭和十二年には全部の耕作者に本優良種を配付し得るを以てそれ迄は農民に棉作に對する理解を深からしむることに努めることとす。

三、集團的栽培の奨励を圖り指導の徹底を期す。

四、滿洲國設立せられ滿洲國に於ても棉花の奨励を重視し昭和七年より積極的奨励をなすこととなりたるに付、優良種子の普及を希望し居る爲先進地たる關東州に之を求めむとし關東廳も極力滿洲國の奨励に努力しつゝあれば關東州を優良種子の採種圃となさむとす。

ロ 陸地棉作の擴張面積

昭和八年は近年になき棉作に適せる氣候なりし結果、發芽並結實歩合共に良好にして平年なれば十月上旬には降霜あるも昭和八年度には十月二十日に至るも尙降霜を見ず殆ど全開絮の良成績を示せる爲、反當豫想收量は百三十斤に及び州内に於ける收穫量も百三十萬九千餘斤に達せり。加ふるに昭和八年度は棉花の價格も著しく騰貴し棉作擴張には最も好條件を供へたれば昭和九年度の播種面積は昭和八年度の二倍以上に達せり。

今後の擴張豫定面積を示せば左の如し。

年 別	播種面積	發芽面積	收穫量	反當收量	出棉量
昭和八年	一、〇〇二町	九七七町	一、二五五、〇〇〇斤	一三〇斤	七五〇、〇〇〇斤

擴張面積

同 九 年	二、四三八	一、九五〇	一、五六〇、〇〇〇	八〇	九三六、〇〇〇
同 十 年	三、〇四二	二、四三四	一、九四七、〇〇〇	八〇	一、一六八、〇〇〇
同 十 一 年	三、七九六	三、〇三七	二、七三七、〇〇〇	九〇	一、六四〇、〇〇〇
同 十 二 年	五、三三〇	四、二六四	四、二六四、〇〇〇	一〇〇	二、五五八、〇〇〇
同 十 三 年	八、三一四	六、六五一	六、六五一、〇〇〇	一〇〇	三、九九〇、〇〇〇
同 十 四 年	一一、九六八	一〇、三七四	一〇、三七四、〇〇〇	一〇〇	六、二二四、四〇〇
同 十 五 年	二〇、二二九				

七年後に於ては改良種子のみを以て二萬町餘に達し其後は漸次擴張し總耕地面積の約二割即ち四萬町歩の栽培面積を得る見込なり。

擴張面積の算出の基準左の如し。

- 一、本州産の種子のみにて擴張するものとす。
- 二、昭和十一年よりは育成早熟種「關農一號」を漸次置換、昭和十二年には全部の耕作者に配付し得る豫定なれば其れ以後は反當收量も相當に増加するを以て從て栽培面積も非常に増加す。
- 三、昭和九、十年は未だ早熟種の配付に至らざるを以て平年作として反當收量は八十斤とせり。
- 四、發芽面積は播種面積の八割とし出棉量は收穫量の六割とす。
- 五、出棉量は滿洲棉花株式會社の買付量とす。
- 六、種子は實棉百斤より六十五斤を採るものとす。

七、播種量は反當二十斤とせり。

ハ 育成早熟種「關農一號」の増加面積

昭和八年	一七町
同 九年	一一九町 本年は特に成績良好なるを以て昭和九年には約七倍増加するものとす。
同 十年	四七六町 四倍(平年作の場合)
同 十一年	一、九〇四町 同
同 十二年	七、六一六町

昭和十二年には七千六百町歩となるを以て昭和十二年の州内擴張面積の五千三百三十町より二千三百餘町歩分種子過剰となるを以て之の大部分を滿洲國に普及するものとす。但し州内が豫定擴張面積より増加する場合はこの種子を全部充つるものとす。

第六 棉作と他作物との比較經濟試驗成績

棉作が如何に有利なる作物たるかを知る爲、關東廳農事試驗場に於て他作物との比較經濟試驗を爲したる成績左の如し。

一、昭和六年滿洲事變勃發を契機とし滿洲經濟事情は著しき變動を來したるを以て、主要作物の經濟試驗に於ても事變前五箇年成績を以て一段落とするを可とし、爾後の成績は之と區別せり。

- 二、試驗面積は各作物を通し各一反歩とす。
- 三、栽培は最も適當なる栽培法を採れり。
- 四、金額は凡て金建とす。
- 五、秤量は全部日本秤量に依る。
- 六、人夫賃の單價は試驗場雇傭人夫の單價とす。
- 七、肥料代、種子代等は使用當時金州に於ける購入價格にして生産物の價格は出盛期の賣却價格に依る。
- 八、地代、公課は支出中に含まざるものとす。
- 九、五箇年平均成績に於ける棉の種子代は試驗場生産のものを用ひ評價し得られざりしを以て支出より除外せり。

昭和八年度
主要六作物經濟試驗成績
支出之部

費目	作物別	棉	落花生	粟	高粱	梁	玉蜀黍	大豆
肥料代		四二六円	二九四六円	六〇〇〇円	六四一四円	六七四六円	三九〇九円	
種子代		〇、〇〇〇	二、一〇〇	〇、一〇〇	〇、三〇〇	〇、三〇〇	〇、五〇〇	
自納種		八二五	一八一九	二、三三三	一、八四九	一、五二九	一、三三三	
至播納		—	四九二	一、八三三	一、二一七	一、四〇七	一、五八八	
調製		八二五	六七三〇	三、九六三	二、九六三	二、九二六	二、九三三	
人夫賃								
計								

種別	作物別	肥料	農具償却費及修繕費	畜力費	藥劑費	總計
						1,041
						1,235
						1,599
						1,675
						0
						1,235
						1,455
						0
						1,235
						1,675
						0
						1,235
						1,599
						1,675
						0
						1,235
						1,599
						1,675
						0
						1,235
						1,599
						1,675
						0
						1,235
						1,599
						1,675
						0
						1,235
						1,599
						1,675
						0
						1,235
						1,599
						1,675
						0
						1,235
						1,599
						1,675
						0
						1,235
						1,599
						1,675
						0
						1,235
						1,599
						1,675
						0
						1,235
						1,599
						1,675
						0
						1,235
						1,599
						1,675
						0
						1,235
						1,599
						1,675
						0
						1,235
						1,599
						1,675
						0
						1,235
						1,599
						1,675
						0
						1,235
						1,599
						1,675
						0
						1,235
						1,599
						1,675
						0
						1,235
						1,599
						1,675
						0
						1,235
						1,599
						1,675
						0
						1,235
						1,599
						1,675
						0
						1,235
						1,599
						1,675
						0
						1,235
						1,599
						1,675
						0
						1,235
						1,599
						1,675
						0
						1,235
						1,599
						1,675
						0
						1,235
						1,599
						1,675
						0
						1,235
						1,599
						1,675
						0
						1,235
						1,599
						1,675
						0
						1,235
						1,599
						1,675
						0
						1,235
						1,599
						1,675
						0
						1,235
						1,599
						1,675
						0
						1,235
						1,599
						1,675
						0
						1,235
						1,599
						1,675
						0
						1,235
						1,599
						1,675
						0
						1,235
						1,599
						1,675
						0
						1,235
						1,599
						1,675
						0
						1,235
						1,599
						1,675
						0
						1,235
						1,599
						1,675
						0
						1,235
						1,599
						1,675
						0
						1,235
						1,599
						1,675
						0
						1,235
						1,599
						1,675
						0
						1,235
						1,599
						1,675
						0
						1,235
						1,599
						1,675
						0
						1,235
						1,599
						1,675
						0
						1,235
						1,599
						1,675
						0
						1,235
						1,599
						1,675
						0
						1,235
						1,599
						1,675
						0
						1,235
						1,599
						1,675
						0
						1,235
						1,599
						1,675
						0
						1,235
						1,599
						1,675
						0
						1,235
						1,599
						1,675
						0
						1,235
						1,599
						1,675
						0
						1,235
						1,599
						1,675
						0
						1,235
						1,599
						1,675
						0
						1,235
						1,599
						1,675
						0
						1,235
						1,599
						1,675
						0
						1,235
						1,599
						1,675
						0
						1,235
						1,599
						1,675
						0
						1,235
						1,599
						1,675
						0
						1,235
						1,599
						1,675
						0
						1,235
						1,599
						1,675
						0
						1,235
						1,599
						1,675
						0
						1,235
						1,599
						1,675
						0
						1,235
						1,599
						1,675
						0
						1,235
						1,599

収入之部

區別作物別	收穫物	一段歩收量	單價の單位	單價の單位	收穫物價額	總收入	差引損益	
							差引	損益
棉	實	31 等棉	31 等棉	100斤	3100円	5100円	1000円	1000円
	莖	31 等棉	31 等棉	100斤	3100円	5100円	1000円	1000円
花生	莢實	48石	1石	100斤	4800円	18000円	13200円	13200円
	莖蔓	17石	1石	100斤	1700円	18000円	16300円	16300円
粟	子實	24石	1石	100斤	2400円	18000円	15600円	15600円
	穗稈	19石	1石	100斤	1900円	18000円	16100円	16100円
高粱	子實	48石	1石	100斤	4800円	18000円	13200円	13200円
	穗稈	24石	1石	100斤	2400円	18000円	15600円	15600円
玉蜀黍	子實	24石	1石	100斤	2400円	18000円	15600円	15600円
	穗稈	17石	1石	100斤	1700円	18000円	16300円	16300円
大豆	子實	9石	1石	100斤	900円	18000円	17100円	17100円
	莖	31 等棉	31 等棉	100斤	3100円	18000円	14900円	14900円

註 粟の純益少きは病害の爲減収なりしに因る。落花生の純益少きは價格の低落に因る。
棉の純益著しく大なるは育成早熟多産種に依る増収と價格の昂騰に因る。

作物別	總支出	總收入	差引損益	純益比率	收支計算	
					作物別	作物別
棉	16300円	5100円	11200円	100%	棉	16300円
落花花生	16300円	18000円	16300円	100%	落花花生	16300円
粟	16300円	18000円	16300円	100%	粟	16300円
高粱	16300円	18000円	16300円	100%	高粱	16300円
玉蜀黍	16300円	18000円	16300円	100%	玉蜀黍	16300円
大豆	16300円	18000円	16300円	100%	大豆	16300円

主要六作物經濟試驗、五箇年平均成績 (自昭和二年至昭和六年)

収入之部

種別作物別	收穫物	一段歩收量	單價の單位	單價の單位	收穫物價額	總收入	支出之部	
							肥料	種子
棉	實	31 等棉	31 等棉	100斤	3100円	5100円	5100円	5100円
	莖	31 等棉	31 等棉	100斤	3100円	5100円	5100円	5100円
花生	莢實	48石	1石	100斤	4800円	18000円	13200円	13200円
	莖蔓	17石	1石	100斤	1700円	18000円	16300円	16300円
粟	子實	24石	1石	100斤	2400円	18000円	15600円	15600円
	穗稈	19石	1石	100斤	1900円	18000円	16100円	16100円
高粱	子實	48石	1石	100斤	4800円	18000円	13200円	13200円
	穗稈	24石	1石	100斤	2400円	18000円	15600円	15600円
玉蜀黍	子實	24石	1石	100斤	2400円	18000円	15600円	15600円
	穗稈	17石	1石	100斤	1700円	18000円	16300円	16300円
大豆	子實	9石	1石	100斤	900円	18000円	17100円	17100円
	莖	31 等棉	31 等棉	100斤	3100円	18000円	14900円	14900円

種別作物別	肥料	種子	代	代	總收入	支出之部	
						肥料	種子
棉	5.573円	0.116円	0.344円	0.512円	5100円	5100円	5100円
落花花生	3.114円	0.116円	0.344円	0.512円	18000円	13200円	13200円
粟	5.695円	0.116円	0.344円	0.512円	18000円	15600円	15600円
高粱	4.586円	0.116円	0.344円	0.512円	18000円	13200円	13200円
玉蜀黍	6.428円	0.116円	0.344円	0.512円	18000円	15600円	15600円
大豆	4.702円	0.116円	0.344円	0.512円	18000円	17100円	17100円

損益計算	自播納種		藥劑費	畜力費	農具償却費及修繕費	總計
	人夫賃	調製				
棉	八・二〇二	〇	一・五〇〇	一・四七〇	一・七一六	一八・四七三
落花生	三・四三六	五・〇四六	〇	一・四七〇	一・六七〇	一六・二九六
粟	四・四七一	二・二三三	〇	一・六八八	一・七五一	一五・九五四
高粱	三・九七一	一・六八一	〇	一・六九四	一・六九三	一三・九六九
玉蜀黍	三・三五〇	一・六〇五	〇	一・六二四	一・六九三	一四・九五二
大豆	二・八〇五	一・四二三	〇	一・五四四	一・六九〇	一二・六八四

二天

種別	作物別		一段歩收量	實棉	莖	莢實	莖蔓	子實	穗稈	子實	穗稈	子實	穗稈	子實	莖
	實	莖													
棉	三三三斤	四九斤	一八四七三	一〇五〇〇	二〇〇七	七九	八	六	八	四	二	一	一	一	一
落花生	六・五石	三九四六斤	一六二九六	二五七九〇	九四四四	七九	六	六	六	六	六	六	六	六	六
粟	二六五石	七三九斤	一五九五四	二六六六	一〇六八二	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六
高粱	二二〇石	一七〇七斤	一三九六九	一九五二〇	五五四一	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六
玉蜀黍	二八石	八三三斤	一四九五三	一九五二〇	四五六	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四
大豆	二〇七石	元三斤	二六六四	一四八二	二二九	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

第七 關東廳農事試驗場に於ける棉の品種改良試驗成績

關東廳は棉作を一層有利確實ならしむる爲大正十五年より農事試驗場をして優良種子の育成並に栽培法の研究をな
 さしめたり。昭和六年に至り早熟豊産にして優良種として認めらるゝ一系統を選出し之を「關農一號」と命名し、此の
 系統の種子増殖を計らんが爲原種圃を設置し目下之が増殖中なり。此の育成種原種に比し改良せられたる重要な
 點は開花期早く且つ蒴の成熟所要日數の短縮せられ早熟となりたる點及植物體の幹長、節間共に短縮せられ従て一個
 體に着生する花數及蒴數は増加せり。

左に試験成績の概要を述ぶるも本試験成績に就ては當廳農林課發行の「關東廳農事試驗場に於ける棉の品種改良試
 驗成績に關する報告」小冊子に詳細説明しあり、又關農一號の單獨紡出試験成績も同冊子中に詳述せり。

イ 陸地棉早熟種育成試験成績の概要

- 目的 早熟豊産種を育成せんとするに在り。
- 方法 純系分離法に依る。
- 原種 純系分離に着手せる原種は朝鮮より移入したる Kings Improved 種とす。
- 經過 一九二六年より豫め優良と認め選抜したる八〇〇箇體に就て系統栽培を行ひ、以後不良系統の淘汰に努
 めて一九二八年に假收量比較試験の結果優良系數系統を選抜し得たり。次で之等の系統に就て更に收量
 比較試験を行ひたる結果、最も早熟豊産にして優良種として認めらるゝ一系統を選出し得たり。依つて

一九三一年より此の系統の種子増殖を計らんが爲原種圃を設置し目下之が増殖中なり、而して此の品種には陸地棉「關農一號」と命名せり。

1 育成早熟種(關農一號)反當收量比較

育成種(關農一號)と其の原種及滿洲在來棉黑種の一九二八—一九三一年迄に於ける反當實棉收量を比較對照すれば次の如し。

反當實棉收量比較表

年次	種類		實棉量	原種に對する比較	實棉量	他種に對する比較	實棉量	原種に對する比較
	育成早熟種	原種						
一九二八年	原種	九〇・〇〇%	二五〇・五斤	一〇〇	一九八・二斤	一〇〇	一九八・〇斤	一〇〇
一九二九年	原種	九〇・〇〇%	二七九・五	一〇〇	二四〇・〇	一〇〇	二三五・〇	九八
一九三〇年	原種	九〇・〇〇%	二四六・〇	一〇〇	一六四・〇	一〇〇	一四六・〇	八九
一九三一年	原種	九〇・〇〇%	一六三・〇	一〇〇	一一三・〇	一〇〇	一一七・〇	九五
四箇年平均	原種	九〇・〇〇%	二三四・八	一〇〇	一八一・三	一〇〇	一七四・〇	九六
十月十五日迄收納歩合(降霜前)	原種	九〇・〇〇%						九〇・二〇%

降霜前收納歩合は一九二八年及一九二九年の二箇年平均とす。即ち育成早熟種は原種に比し降霜前收納歩合遙に高く且總收量は年によりて其の増加率異なるも平均三割の増收を示すものとす。

纖維は其の長さ整一にして原種に比し優るとも劣らず。繰棉歩合は三三%内外なりとす。

2 育成早熟種と原種との開花最盛期日比較

育成種が原種に比し其の熟期に於て幾日位促進さるゝかを明かにせんが爲開花最盛期日を一九二八—一九三〇年迄三箇年間に互り比較したる結果は次の如し。

平均開花最盛期日比較表

年次	種類	開花日		平均開花日	促進されたる日數
		月日	月日		
一九二八	原種	七月二日	八月三日	七月十三日	原種より一四日一六早し
	育成早熟種	五月五日	六月六日	七月七日	原種より一日九二早し
一九二九	原種	七月二日	八月三日	七月十三日	原種より一日九二早し
	育成早熟種	五月五日	六月六日	七月七日	原種より一日九二早し
一九三〇	原種	七月二日	八月三日	七月十三日	原種より一日九二早し
	育成早熟種	五月五日	六月六日	七月七日	原種より一日九二早し

開花數は%に換算して表示せり。

上記三箇年の結果より育成早熟種は原種に比し開花最盛期日に於て平均十三日餘促進せらるゝものとす。

ロ 滿洲在來棉黑種の改良

目的 滿洲在來棉黑種の缺點たる繰棉歩合僅に二四%内外なるを三三%以上に高め且一蒴實棉重き優良種を育成せんとす。

方法 人工交雜による。

經過 一九二七年人工交配によりて滿洲在來棉黑種と南通鷄脚棉との交雜を行ひ一九二九年交雜第二代目より優良個體を選出し、以來系統栽培を行ひて優良系の選出に努め一九三一年に優良系二〇族八五系統を栽培し、更に優良系を選出し一九三二年に交雜第五代目として五族一二五系統を栽培し目下繼續育成中に在り。

此の系統中には繰棉歩合三三—三八%を示す系統多數あり、且一蒴實棉重に於ても滿洲在來棉黑種に比して重きものあれば近き將來に於て東洋棉の繰棉歩合高き優良品種を育成する事を得る豫定なり。

第八 滿洲棉花栽培協會

イ 滿洲棉花栽培協會の沿革

棉花は國民生活及國防上の基本工業原料として極めて重要な農産物なるも我國內地及朝鮮に於ける生産は種々の理由により増加の見込少なきを以て將來棉作の主産地帯として勢ひ現在五、六萬町歩の棉花栽培面積を有し年産六千

萬斤と稱せられ而かも今後尙三十餘萬町歩迄増加の可能性ある滿洲に着目して滿洲棉花栽培の改善増殖により我國の需要の一部を補足せむとし關東廳は關東州に棉花栽培の奨励を始め之が奨励の助成機關として大正十三年九月滿洲棉花栽培協會を設立し關東廳より年々相當額の補助金の交付を受け主として棉花栽培の指導、棉花の販賣、繰棉、打棉荷造工場の經營、採種圃の設置、更新原種の採種及配給の事業を爲すこととなり、而して大正十五年には滿洲棉花株式會社の設立を見るに至り協會事業中より棉花の販賣、繰棉、打棉、荷造工場の經營は會社に委ねることとなり協會は専ら其他の事業に鋭意努力し斯業の發達に努めることとなり、協會の經費は主として關東廳並に滿鐵會社の補助金なりしが昭和六年より滿鐵の補助金は全部削減せられ尙關東廳補助金も漸減となり、協會の組織を變更し經費の大緊縮を爲さざるべからざるに至り、昭和七年協會職員の大部分を解職し協會の事業中栽培法の指導及種子配付の業務を棉花會社に委託代行せしめたるが種々の支障により昭和八年には委託代行したる業務を協會に還元し協會に指導部を設置し指導部長並に指導部主任を會社重役に囑託し新に技術員を採用し直接指導に當り更生の意氣をもち關係官廳と一層提携を密にし協會の使命遂行に努力することとなり現在に及べり。

協會設立以來日支間の國際關係圓滿を缺き滿洲一帯に事業を擴張するを得ず僅かに其の一局部に種子の配付をなし之れが試作を行はしめたるに過ぎずして協會は専ら州内の栽培奨励に努力し來りたる状態なりしが這般滿洲國の建設に依り急轉直下彼我産業の提携を急進せしむるの機運に際し關東廳、關東軍特務部、滿洲國政府並に滿鐵等協力聯繫して滿洲に於ける棉花栽培の奨励並に生産増加を圖ることを決定し、奨励機關として滿洲棉花協會を奉天に設置せられ先進者たる本協會と相協力して斯業の發達を圖ることとなり之れに依り本協會も設立當初の目的を達することとなり其の機能を一層發揮せざるべからざるに依り責務は益々加重せらるゝに至りたり。

口 滿洲棉花栽培協會會則 (昭和四年一月)

第一章 總 則

- 第一條 本會ハ滿洲棉花栽培協會ト稱ス
- 第二條 本會ハ事務所ヲ旅順市ニ置キ必要ノ箇所ニ支部ヲ置ク
- 第三條 本會ハ滿洲ニ於ケル棉作ノ普及改良ヲ圖リ栽培者ノ福利ヲ增進スルヲ以テ目的トシ左ニ掲クル事業ヲ行フ
 - 一、棉花栽培ノ指導及獎勵
 - 二、病害蟲ノ驅除及豫防
 - 三、棉花ニ關スル試驗研究及調査
 - 四、採種圃ノ設置並ニ更新原種ノ採取及配給
 - 五、棉花模範農場ノ經營
 - 六、栽培資金借入ノ斡旋
 - 七、栽培需品購入ノ斡旋
 - 八、棉花共同販賣ノ斡旋
- 第四條 本會ハ總裁、副總裁ヲ推戴スルコトアルヘシ
- 第五條 本會ノ存續期間ヲ二十年トス

第二章 會 員

- 第六條 本會ハ左ニ掲クル者ヲ以テ會員トス
 - 正 會 員 滿洲ニ於ケル棉花栽培者
 - 名譽會員 本會ニ功勞アリ役員會ニ於テ推舉シタル者
- 第七條 本會會員ハ毎年度生産棉花一斤ニ付金壹錢ノ割合ヲ以テ積立金ヲ爲スコトヲ要ス積立金ハ本會ノ事業資金ニ融通スルコトヲ得
- 第八條 前條ノ積立金ハ役員會ノ決議ニ依リ之ヲ積立テシメサル場合アルヘシ
- 第九條 本會ヲ脱退シタル者ニハ當該年度ノ終ニ於テ第七條ノ積立金ノ拂戻ヲ爲ス

第三章 職 員

- 第十條 本會ニ左ノ職員ヲ置ク
 - 會 長 一人
 - 副 會 長 二人
 - 理 事 十人(日支人同數)
 - 監 事 若干人
 - 主 事 若干人
 - 事 務 員 若干人
 - 技 術 員 若干人
- 第十一條 支部ニ左ノ職員ヲ置ク
 - 支 部 長 一人

主 事
技 術 員

一人又ハ二人
若干人

第十二條 會長及副會長ハ關東長官ノ指定ヲ請フモノトス
理事、監事及支部長ハ會長之ヲ委囑ス

主事、事務員及技術員ハ會長之ヲ委囑又ハ命免ス

第十三條 會長ハ會務ヲ綜理シ本會ヲ代表ス

副會長ハ會長ヲ佐ケ會長事故アルトキハ之ヲ代理ス

理事ハ會長ヲ佐ケ本會ノ事務ヲ執行ス

監事ハ本會ノ事務ノ執行及財産ノ狀況ヲ監査ス

主事ハ會長ノ命ヲ承ケ會務ニ從事ス

事務員ハ會長ノ命ヲ承ケ庶務ニ從事ス

技術員ハ會長ノ命ヲ承ケ技術ニ從事ス

支部長ハ會長ノ命ヲ承ケ支部ニ關スル事務ヲ掌理ス

支部主事ハ支部長ヲ佐ケ支部長事故アルトキハ之ヲ代理ス

支部技術員ハ支部長ノ命ヲ承ケ技術ニ從事ス

第十四條 本會ニ顧問若干人ヲ置ク

顧問ハ本會ノ事業ヲ翼贊シ若ハ本會ニ功勞アリ又ハ棉花ニ關シ學識經驗アル者ノ中ヨリ之ヲ推舉ス

第四章 會 議

第十五條 會議ヲ分チテ役員會及總會ノ二トス

役員會ハ副會長、理事、監事、主事、支部長及支部主事ヲ以テ之ヲ組織ス

役員會ハ會長ニ於テ必要ト認メタルトキ又ハ役員五人以上ヨリ決議スヘキ事項ヲ示シテ請求アリタルトキ之ヲ開ク

本會ノ收支豫算及事業執行上重要ナル事項ハ役員會ノ議決ヲ經ルモノトス但シ時宜ニ依リ會長ハ書面ヲ以テ役員會

員ノ意見ヲ徵シ役員會ニ代フルコトヲ得

總會ハ會長ニ於テ必要アリト認メタルトキ之ヲ招集シ本會事業成績ノ報告ヲ爲スモノトス

第十六條 會議ハ凡テ會長其ノ議長ト爲ル

第五章 會 計

第十七條 本會ノ會計年度ハ毎年四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

附 則

本會剛變更ノ際現ニ本會ノ會長又ハ副會長タル者ハ第十二條第一項ニ依リ就任シタルモノト看做ス

ハ 協會設立以降現在迄の事業經過

大正十三年度

一、大正十三年九月六日創立總會を開きて滿洲棉花栽培協會を創立す

二、各民政署の農業技術員を協會技術員に委囑の件關東廳より承認さる

三、棉花協會と棉花栽培者と左の契約書を取替す

第一滿洲棉花栽培協會ヲ甲トス

第二關東州何々民政署管内何々會何々屯何誰ヲ乙トス

第三乙カ所有地若クハ借地シ居ル何々會何々屯所在何町歩ノ畑ニ陸地棉ヲ栽培スルニ付之ニ要スル種子ヲ甲ハ無償ニテ配付ス乙ハ甲ヨリ受ケタル種子ヲ甲ノ指示セル方法ニ依リテ下種、耕作、手入及收穫ヲナシ其ノ收穫棉花全部ヲ甲ノ指定シタル場所ニ甲ノ定ムル期日内ニ於テ之ヲ運搬シ甲ニ渡スモノトス

第四甲ハ實棉一斤ニ對シ金十五錢ノ割合ヲ以テ棉花引渡ヲ受ケタル日ヨリ一週間後ニ甲ノ指定シタル場所ニ於テ乙ニ之ヲ支拂フモノトス

第五甲ハ栽培者乙ノ生産セル棉花ニ必要ナル加工ヲ施シテ之ヲ最モ有利ニ賣却シ之ニ要セシ一切ノ費用ヲ引去リタル殘金ヲ乙ノ生産量ノ割合ニ應シテ支拂フ爲スモノトス

第六乙ハ甲ニ對スル出資金トシテ實棉一斤ニ對シ一錢ヅ、ヲ甲ニ納付シ甲ハ之ヲ保管シ受取證ヲ乙ニ渡スモノトス

第七乙ハ本契約ニ違反シテ其ノ生産セル棉花ヲ甲以外ノ者ニ賣却又ハ讓渡シタル時ハ甲ニ對シテ一斤十錢ヅ、ノ割合ヲ以テ違約金ヲ支拂フモノトス

第八甲ト乙トハ合意ノ上本契約書二通ヲ作成シ各自署名捺印ノ上一通ヅ、ヲ所持スルモノトス

年 月 日

甲、滿洲棉花栽培協會々長

何々々 某 團

乙、關東州何々民政署管内何々會何々屯何番地

何々々 某 團

大正十四年度

一、棉花作付反別並に種子配付の狀況

本年度に於ける作付豫定反別は五百六十町歩なりし處、作付希望者は豫想外に増加し種子の配付を申込みたるもの一千二十九町歩人員八百四十二人にして豫定反別の二倍に達するの盛況を呈せり、然るに協會は豫算の關係上全部の申込に對し希望に應ずること能はざりしを以て遺憾ながら之を八百五十六町歩人員七百六十五人に削減せり。

耕作者に種子十一萬四千斤の無償配付を行へり。

二、氣候及作柄

本年の氣候は棉作に最も不適の年柄にして四月下旬より五月上旬に至る棉花播種の時期に於て急激に氣溫の下降を見たるが爲に、一度發芽したる棉苗も根部に根腐病等を發生して苗の病死せるもの多く爲に株切を生じたと播種法を誤りて深播をなしたるものは低溫の爲に發芽を見ること能はざるものありし等種々の故障により發芽反別八百二十二町歩に減じたり。其後漸次作柄を見直すの時期に至りて又再び旱魃の爲に蚜虫發生し生育を阻害せられ之が爲に開花結莢の期を遅延せしめ隨て開絮も充分ならず收量にも影響を及ぼしたり。

三、棉花出廻狀況

本年の棉作者は七百六十五名にして其の作付反別は七百十九町歩ありたるも此内生産棉花を協會に出棉したるものは六百八十四名に過ぎずして其の出廻數量は實棉三十六萬餘斤なり。而して協會との契約を無視して其の生産棉花を自家消費に供し或は密賣に附したる其の人員八十一名の多數に上りたるは甚だ遺憾とせる所なり。

四、繰棉作業狀況

本年始めて淺井式繰棉機二十臺撰棉オツプ一臺プレス機二臺を購入して工場設備をなし動力は二十五馬力一

臺、五馬力一臺のモーターを据付十二月一日より繰棉作業を開始し五十日間にして前記の實棉三十六萬餘斤の繰棉を終了せり。

出來上り繰棉量は十二萬九千七百八十八斤之より採種したる種子量は二十一萬八千七百七十七斤を得たり、而して此内より配付用に供すべき優良の種子十六萬六千斤を撰種し殘餘の不良種子は之を肥料に供せり。

五、採種圃收量並に採種狀況

本年度の採種圃は大連沙河口の二十町歩の畑に播種し其の收量二萬一千九百五十四斤の實棉を得之より得たる種子一萬四千七百九斤は之を十五年度の採種圃たる普蘭店の八十町歩及大連の二十町歩に播種することゝして更新原種の増殖を計ることゝせり。

六、棉花資金の調達

協會は資金調達に就ては多大の犠牲を拂ひ栽培者の満足を得せしむが爲、棉花共同販賣資金として協會經費より一萬圓を借入更に東拓より一萬圓、東洋協會滿洲支部より一萬五千圓、正隆銀行より二萬五千圓計六萬圓の借入をなし棉花代金内渡として耕作者に支拂をなし置き十二月に至りて繰棉の賣拂を始め第一回到一等棉二萬百四十四斤を日本棉花會社に百斤六十五圓を以て賣却し一萬三千九百三十三圓六十錢を收入したる爲右を以て出棉者に對し精算金に充當し第二回到同じく日本棉花會社に一等棉八萬八千三百七十四斤を百斤六十四圓五十錢二等棉一萬三千八百六十斤を百斤五十圓にして賣却し計六萬三千八百六十一圓九十三錢の受入をなし借入金を決済をなし更に下等棉を元盛興商店に賣却したり。

七、棉花取扱規程を左の通り定む。

第一條 棉花栽培者ハ腐敗棉及未開絮棉ヲ除クノ外生産實棉全部ヲ本會ニ差出スモノトス

前項實棉ノ差出期間ハ十月十五日ヨリ翌年一月二十日迄、差出時間ハ午前九時ヨリ午後四時迄トシ差出場所及差出日ハ左ノ如シ

栽培地	差出場所	差出日
大連管内	本會事務所	毎 日
旅順管内		月 曜 日
金州管内		水 曜 日
普蘭店管内	民 政 署	金 曜 日
貔子窩管内		毎 週 日 曜 日

第二條 實棉ノ等級ハ一等、二等、三等及四等トシ各差出場所ニ其ノ見本ヲ備付ク

第三條 本會實棉ヲ受領シタルトキハ第一號様式ノ受領證ヲ交付シ受領收十日以内ニ第二號様式ノ等級及内渡金通知書ト共ニ第三號様式ノ小切手ヲ以テ實棉百斤ニ付一等棉ニ在リテハ金二十圓其ノ他ニ在リテハ金十五圓ノ割合ヲ以テ内渡金ヲ交付スルモノトス

第四條 本會棉花ノ加工及賣却ヲ了シタルトキハ賣却シタル一等繰棉ノ總斤量ヲ以テ其ノ總代金ヲ除シタル金額ニ百分ノ三十三ヲ乘シタル金額ヲ一等實棉ノ價格トシ左ニ掲クル比率ニ依リ各栽培者ノ差出シタル實棉ノ價額ヲ算出シ之ヨリ積立金、取扱費及内渡金ヲ控除シタル金額ヲ第四號様式ノ計算書ト共ニ各栽培者ニ交付スルモノトス

等 級	比 率	等 級	比 率
一 等 棉	一〇〇	三 等 棉	八五
二 等 棉	九五	四 等 棉	六五

第一號

受領證			
第	號	袋種類	數量
栽培者 會 殿 屯 番地	大正 年 月 日		
		計	
上記正 = 領收候也			
滿洲棉花栽培協會 棉花取扱所 主任			

第二號 等級及内渡金通知書

實棉領收年月日		大正 年 月 日	
栽培者 會 殿 屯 番地	大正 年 月 日	等級	數量
		一 等	數量
二 等		單價 百斤	金 額
三 等		円	円
四 等			
計			

滿洲棉花栽培協會 會計
大正 年 月 日
左記ノ金額銀行小切手ヲ以テ内渡候也

第三號

滿洲棉花栽培協會 御中	栽培者 會 屯 番地	大正 年 月 日	右ノ金額差出棉花 テ領收候也 斤ニ對スル内渡金トシ	一金 圓 錢也
----------------	---------------------	----------	---------------------------------	---------

大連支店 御中	滿洲棉花栽培協會 副會長 會計	大正 年 月 日	右ノ金額 成度候也 殿又ハ本小切手持參人ニ支拂相	一金 圓 錢也
------------	-----------------------	----------	--------------------------------	---------

三 等 棉

九〇

四 等 棉

七〇

4 引渡ハ買受人立會計量ノ上之ヲ爲ス

六、代金ノ受取 代金ハ目的物ノ引渡ト同時ニ支拂ヲ受ケ部分引渡ノ場合ニ於テハ引渡シタル數量ニ應シ支拂ヲ受ケ保證金ハ最後ノ支拂金ト相殺スルモノトス

九、棉花賣却内規を左の通定む。

一、一等棉賣却豫定價格ハ大阪ニ於ケル米棉「ミツドリ」現物相場ヨリ移出費用ヲ控除シタル金額以上ニ定ムルモノトス

二、等級別ニ入札ニ附スルヲ有利トスル特別ノ事情存スル場合ヲ除クノ外一等棉ヲ標準トシテ入札ニ附スルモノトス

大正十五年度

一、棉作の概況

本年の發芽反別は七百八十町歩なりしが氣象は極めて不順にして春期は早魃、夏期の後半よりは例年比類なき雨量の過多に遭遇せり。雨量の過多なることは陸地棉作には最も忌む處にして之が爲に結莢開裂を阻害したること尠からず、更に加ふるに本年の初霜は前年來會て見ざりし早霜にして、之を例年に比するときは約一箇月間早く然も天候の多雨なりし爲に氣中に濕氣多く従つて霜害の程度も甚しく收穫量に多大の影響を及ぼせり。

二、棉價格

本年の棉作上特に甚しき打撃を受けたるは棉花價格の暴落なり、現今世界の棉價は米國棉花の生産額如何により

て支配を受け本年の米棉が空前の豊作を見たる關係上棉價も亦空前の暴落を示し、之を昨年の價格に比するときは二分の一、一昨年比すれば殆ど三分の一に近き低落を示すに至れり。

三、協會員出棉代補給金補助

前述の如く本年は棉相場の慘落と作柄の不良とにより棉作者の減收を緩和する爲、協會員の出棉に對して一斤當約二錢の補給をなしたり。

四、棉花協會支部設置

協會事業の進展に伴ひ各民政署管内に支部を設置して一層徹底的に棉花栽培の普及獎勵を圖ることとせり。

五、棉花協會會則變更

本會々員の生産したる棉花の加工及販賣は從來本會に於て之を行ひ來り、栽培資金の融通及栽培需品の供給は協會に於て之を行ふこととなり居れるが、栽培反別の増加に伴ひ多大の資金を要し組合組織の協會に於て之を調達することは甚だ困難にして會員の希望する現品と引換に代金全部を支拂ふこと栽培資金を融通すること及栽培需品を供給すること等は到底之を行ふこと能はざることを實驗せり。仍て本事業を協會より分離し栽培需品に關しては特定の棉花會社を設立し協會は専ら棉花栽培の指導及獎勵の事業を行ふこととし會則を變更せり。

昭和二年度

一、棉作の概況

本年度は前年度の天候不良と棉花の暴落とに依り農民は収益上に多大の打撃を蒙り獎勵上非常に困難を來したるも關東廳、民政署、各會一致して全力を注ぎし結果、作付反別一千三百四十三町歩に達することを得たり。作柄

は普通作なりき。

二、陸地棉立毛品評會開催

陸地棉作付の擴張及栽培法の改良を促し以て棉花の品質、收量の向上を圖る目的を以て陸地棉立毛品評會を開催せり、出品者資格を三畝以上の棉作者と定め審査は之を三期に分け第一期審査に合格したるものは合格證を交付して抽籤權を與へ抽籤により抽籤賞を授與し更に第二期及第三期の管理、作柄及收量審査の成績に依りて褒賞を授與せり。

昭和三年度

一、棉作概況

本年度は棉花栽培地の選定に特に努力したるも農民は未だ棉作の有利なることを理解せずして下等地に播種するもの多く其上播種技術に熟達せずして徒に厚播又は深播をなし二千九百町歩の申込面積ありたるに係はらず發芽面積は千五百六十五町歩となりたるは甚だ遺憾なり。

二、陸地棉立毛品評會開催

本年度施行の陸地棉立毛品評會は棉作の擴張及栽培法の改良を促し以て棉花の品質、收量の向上を圖るを以て主なる目的として開催し好成績を得たり。

三、技術員州外派遣

關東州外復縣地方棉作獎勵及栽培指導の爲同縣知事及農會長の懇請に應じて協會より技手補司連玉を同縣に本年より派遣して駐在せしめ實地指導の任に當らしめることとせり當協會が復縣農會に種子の配付をなしたるは昭

和元年度にしてそれより引續き種子の配付をなし來りしが僅かの内に作付面積五百町歩の好成績を擧ぐるに至れり。

四、棉作講演會開催

本年十一月二十五日金州支部に於て陸地棉立毛品評會開催の際州内各會長及棉作者の來會を機とし棉作に關する中富關東廳農事試驗場技師の講演會を開き「棉作に就て」の筆記を聽講者並に各會長及棉作者に配付し參考に供したり。

五、聖上陛下に州内生産棉花を獻上す

本協會會員たる棉花栽培者の精勵努力に依て生産せる棉花を 聖上陛下に獻上し奉ることとし昭和三年四月十一日宮内大臣へ右獻上方出願し同年五月十五日附を以て獻上聽届濟みの御沙汰書を拜受するに至れり蓋し本協會及會員の光榮之に過ぎたるものなし。

昭和四年度

一、棉作概況

本年度は天候良好にして棉花發芽状態は甚だ良く播種面積千八百七十六町歩、發芽面積は千六百三十一町歩にして發芽歩合は播種面積に對し八割七分弱に當り收穫量も約百五十六萬斤となり棉花會社の買付量七十餘萬斤にして近來になき好成績を擧げ得たり。

二、收穫豫想量

本年度より收穫豫想量の調査は從來の實驗に鑑み更に其の正確と統一を期する爲本年九月二十日關東廳農事試驗

場内に於て各支部技術員を會同し棉作協議會を開催し收穫豫想調査に關し左記の如く協議の上實施することゝせり。

記

(イ) 開絮棉收量豫想調査方法

第一回豫想調査

八月二十日

第二回同

九月二十日

第三回同

十月二十日

但し調査日雨天の際は順延す。

各會に於て全棉圃を作柄により上、中、下の三階級に分ちて夫々の面積の割合を推定し其の上、中、下の棉圃より各其の中庸の棉圃を選出してそれの一坪當平均株數を計算し、次に其の棉圃の平均作柄のところ一棉樹列二十本を取りて其の部分に標識をなし別紙記載事項に就て調査す。

(ロ) 調査表調製上の注意

(一) 一坪當株數の算出に就ては陸地棉立毛品評會に於ける坪刈法による

(二) 開絮見込蒔數は十月十日迄に開絮見込のもの

(三) 開絮總蒔數は開絮蒔數及開絮見込蒔數を合計せるもの

(四) 未開絮見込蒔數は未開絮蒔數より開絮見込蒔數を減せるもの

(五) 收量は開絮總蒔數より算出のこと

(六) 一蒔の平均重量は八分とす

(七) 面積は日本反別、收量は日本斤とす

三、本年度の棉作指導獎勵

本年度の棉作指導獎勵に就ては役員會に於て協議の結果、各會駐在警察官吏に地方委員を囑託し徹底的に棉作の指導獎勵を行ふことゝなし、先づ關東廳警務局長の承認を受け警察官吏に地方委員を囑託することゝなれり。右の外各屯長に地方委員を會技補に技術員を囑託せり。

四、自家採種

自家播種用の優良種子を採種せしむる目的を以て二畝以上の棉作者にして自家採種希望の者は其の收量の内より翌年度播種すべき反別に相當する種子量(反當二十斤)を限度とし誓約の上採種せしめ其他は凡て當局の指定場所に於て販賣に付せしむることゝし繰棉は會に繰棉機を備付け自家採種に限り繰棉を爲さしむることゝせり。

開絮棉收量豫想調査表

() 月 日調査

會 名

發芽面積	調査項目	全收量			摘	要
		上	中	下		
推定面積						
二十株滿開花數						

推定面積の収量	反當収量	一坪當		一株一數		十株一數		
		收量	株數	未開絮見込數	開絮總蒴數	見込蒴數	同前蒴開絮	未開絮蒴數

昭和五年度

一、棉作概況

本年度の播種面積は千八百七十町歩、發芽面積千七百七十町歩にして播種面積に對する發芽歩合は九割一分となり成績は可良なりき。本年は土地の選定竝に指導の徹底に就ては遺漏なきを期したれば前數年に比し遜色なき成績を擧ぐるに至れり。即ち本年度の出棉量は五十二萬斤に達し之を前年度の出棉量七十二萬斤に比するときは約二

十萬斤の減少を見たるも本年度收穫量に對する出棉歩合は四五・七%にして前年度の四六・三%に比して大差なく又本年度收穫量の平均反當収量は六十七斤にして、之を前年度の九十五斤に比すれば遜色あるも前年度の如きは稀有の事なるを以て前々年度の四十二斤に比すれば遙かに優良の成績を示せり。

二、配付種子

播種用種子は從來其の大部分を朝鮮より購入して配付し來りたるが昨年の本州棉作の成績は近來稀なる優良にして販賣實棉七十二萬有餘斤の多きに達し、隨て本年度配付種子全部は關東州産を以て充當する計畫に在り棉作獎勵以來茲に始めて種子の自給を見るに至りたるは喜ぶべきことなり。

三、集團棉圃設置

一層土地の選定竝に栽培技術指導の徹底を期する爲本年度より集團棉圃を各管内に設置することとし（一箇所十天地以上日本反別三町六反）旅順管内に一箇所、金州管内に三箇所、普蘭店管内に二箇所、合計六箇所設置し其の面積三十三町四反にして之が栽培指導の任は各支部に當らしめしが、其の成績は何れも良好にして實棉總收穫量四五、四一八斤、販賣量四二、四〇六斤に達し反當平均收穫量は一四四斤となりたり。

四、立毛品評會開催

昨年と同様立毛品評會を開催す。

昭和六年度

一、棉作概況

本年度の棉作は天候の不良に基く作柄の不作と棉價の暴落とに依り甚しき不振を來たし、其の成績は棉作獎勵以

來未だ嘗つて見ざる現象を呈せり。即ち本年度に於ける出棉量は之を前年の出棉量に比すれば約十九萬斤の激減にして實に三割六分の減少とす。而して本年度發芽面積は千八百餘町歩にして前年度の面積よりも百二十五町歩を増加せるに拘はらず收穫量は八十五萬八千斤にして此の反當收穫量は僅に四十五斤に過ぎず出棉歩合も僅に三割八分四厘なり。

二、棉作指導並に種子配付

棉作指導は關東廳の獎勵方針に基き豫め各支部と協定し支部の確實なる見込反別を基礎として栽培反別を決定せるは主として土地の選定に重きを置き指導の徹底を期したるに外ならず、而して播種量は前年度の通り反當二十斤播とし作付總面積に對する分及追播等の豫備として四十五萬斤所要の處、關東州産は前年度繰越七萬五千斤及本年度産三十一萬斤合計三十八萬五千斤にして尙不足分六萬五千斤は朝鮮より購入し關東州産及朝鮮産の兩種子は各管内の作付反別に比例し均等に配給せり。

三、集團棉圃設置獎勵

前年來の實績に鑑み集團的栽培は指導上の便益あるのみならず栽培技術向上の上に多大の効果あるを認めたるにより之が獎勵に努めたる結果旅順、金州、普蘭店、貔子窩の各管内を通し合計十八箇所反別百二十六町六反歩の集團棉圃を設置せり。而して一集團棉圃平均七町餘歩に達し其の成績は一、二を除き何れも良好にして一般の棉圃に比し格段の効果を擧げたり。

四、集團棉圃品評會開催

指導の徹底を期すると共に棉花收量の増加を圖る目的を以て集團棉圃品評會を開催し出品は棉花協會が集團棉圃

と認めたるものにして其の面積十天地以上を有するものとせり。而して審査は栽培管理に就きて行ひ其の成績順位に依り且つ出棉量反當百二十斤以上のものに對し褒賞を授與せり。而して反當出棉量最高なるものに對して特に支部毎に獎勵金を附與せり。

昭和七年度

一、棉作概況

本年は四月に入り氣溫頗る上昇し下旬に於ては發芽氣溫を繼續的に示したるを以て各管内共一齊に播種を開始し五月五日迄に大部分完了せり。然るに五月四日の降雨以來氣溫低下し特に夜間は涼氣甚しく随つて發芽一齊ならず、其の後曇天又は降雨屢々ありて生育軟弱なりし爲病害に因り枯死せし棉圃相亞で生じ廢作の止むなきに至りたるものあり、而して七月上旬に入るや一時氣溫高燥となり生育を促進し七月十三日頃より各管内共開花を始めたるに再び同月十八日頃より天候不良となり生育遲鈍の状態に在り、随つて棉木徒長し軟弱なりしも八月に入り急激に天候恢復し氣昇騰棉作に好適なる天候となりたるを以て生育強健となり前年に比し各管内共開花約十日間早かりしと共に開絮をも促進し、開絮期に入るや天候益々順調加ふるに溫度も稀に見る上昇を示し、小春日和の天候は十一月迄繼續したるを以て開絮成績一層優良となり棉圃にて採收したる棉花多く随つて降霜遅れたるにより木採棉は僅少なりき。

本年度の發芽面積は七百七十三町歩にして前年度より一千六十町歩を減ぜしに拘はらず、收穫量は四十九萬二千七百十九斤にして此の反當收量は六十五斤即ち前年度の四十七斤に比し十八斤(三割八分)の增收を見、結局平年以上の好成績を收めたるものとす。

二、種子配付

本年度の播種量は前年通り反當二十斤を標準とし作付申込面積一千三百六十一町五反の所要數量其他を合せ二十七萬三千斤(關東州産十七萬三千斤、朝鮮産十萬斤)を配付せり。

三、集團棉圃

本協會の集團棉圃設置獎勵方針は敢て前年來と異なる所なきも既往の實績に徴し益之が獎勵助長に努めんとするも本年度に於ては形式的の施設を省き實際に即ち効果を擧ぐる趣旨に依り品評會の開催を取止め品評會同様の審査を行ひ優良棉圃に對しては獎勵金として一等五十圓(一點)二等三十圓(二點)三等二十圓(四點)四等十圓(四點)を交附せり。今其の成績を見るに旅順、金州、普蘭店の各支部を通し十五箇所反別七十四町步反當收量最高百四十一斤、最低六十二斤平均九十六斤にして何れも良好なる成績を擧げ一般の棉圃に比し格段の逕庭あるを立證せり。

四、棉作指導機構變更

本年度は棉作の獎勵指導業務を滿洲棉花株式會社に委託せし結果、同會社に於ては指導部を設置し會社本來の業務と截然區別し、本部に指導員日本人三名を置き又各民政署には助手として支那人五名常駐せしめ州内棉作指導の衝に當ることとせり。

五、實棉買入所建築

州内生産の實棉は關東廳の棉花取締規則により指定買入場以外に於て賣買することを得ず、其の賣買所には何等の設備なき爲買入期間中は嚴寒季節にて寒氣は勿論屢々天候の激變に禍せられ、殊に強烈なる風雨雪に遭遇せし

場合は折角遠近より運搬せし出棉買入を中止するの已むなきに至り出棉者に多大の艱苦を嘗めしめ加ふるに棉質の惡變に因りて不測の損害を與ふる等の事例ある爲關東廳より補助を得て本年度は三十里堡、營城子の二箇所に買入所を建築せり。

昭和八年度

一、棉花指導機構變更

昭和七年度は棉作の獎勵指導業務は滿洲棉花株式會社に於て行ひしも、種々の事情に依り本年度より本會に還元し本會に指導部を設け、本部に日本人指導員二名を置き旅順、金州、普蘭店支部に日滿人助手二名宛大連、貔子窩支部に一名宛を駐在せしめ州内棉作指導の衝に當ることとせり。

二、棉作指導概要

本部指導員は關東廳各民政署本會並に支部との棉作指導の聯絡協調を圖り、支部駐在員は各所屬の支部長及囑託の命令に基き管内當業者の指導に専ら當らしめ、指導に當りては主として左の條項を實行せしめたり。

- 一、各會毎に指導順路を作製すること
- 二、警察官派出所及會事務所とは必ず充分なる聯絡を保ち指導に従事すること
- 三、駐在助手は各會技補と一身同體となること
- 四、駐在助手は人員名簿を持參し手落なき様指導すること
- 五、指導部は勤務豫定表及日報指導表に基き各支部當業者と協議の上適宜の處置を採り指導の遺憾なきを期すること

六、指導部にて立案せる獎勵上の日割其の他の立案事項は當業者と協議の上實行に移ること

七、實地指導の外棉作指導上必要な事項は時々印刷物に依り普及するものとす

八、指導部技術員會議は毎月開催し指導上の打合を行ふこと

滿洲國の棉花獎勵に依り指導部助手及各會技補の移動頗る多く誠に憂慮せられたるも、指導員の融和一致に依り優良なる成績を挙げ得たり。尙指導の萬全を期する爲棉作指導獎勵年中行事を作製し各支部助手及各會技補屯長等に配付せり。

三、棉種子配付

本年度の播種量は前年通り反當二十斤を標準とし作付申込面積一千百九十九町六反の所要數量二十三萬九千九百斤其の他八千斤計二十四萬七千九百斤を配付せり。

四、棉作の概況

播種は四月二十日より開始し五月八日まで完了せり、播種後一時氣溫低下し發芽を憂慮されたるが五月下旬に互り氣溫上昇し又降雨も適當にありたる爲發芽は良好なるを得たり。

其の後生育も順調に推移したりしが蚜蟲及黑斑病の發生の爲一部被害を蒙りたる棉圃あり、七月中旬に至り各管内とも蚜蟲殆ど死滅し加ふるに例年になき順調なる氣候に恵まれ生育旺盛着蒴數頗る多く早くも豐作を豫想され例年十月中旬迄には降霜あるを例とするも十月下旬に至るも大なる降霜を見ず殆ど全開絮の成績を示せり、發芽面積僅か九百七十九町餘にして十月二十日現在の開絮棉收穫豫想量は百三十萬九千九百斤出棉量は八十六萬八千七百餘斤の驚異的記録を作り反當豫想收量約百三十四斤反當出棉量八十九斤を示し州内棉作の有望なる事實を一般に

證明するに至れり。

五、集團棉圃

指導上の徹底を圖ると共に耕作者の競争心を養成し従て耕作者の技術上の進歩を促す目的を以て數年來集團棉圃設置を獎勵し來りたる所、毎年其の成績は他の棉圃に比し著しく好成績を示せるを以て逐年之が設置を希望するもの多く本年の集團棉圃數三十四、總面積百五十町三反二畝にして總出棉量二十一萬二千五百七十斤反當平均出棉量百四十一斤の成績を得たり。

六、優良集團棉圃表彰

集團棉圃獎勵助長の目的を以て集團棉圃の管理審査を行ひ優良棉圃に對し一等五十圓(一點)二等三十圓(三點)三等十五圓(五點)四等十圓(十點)を交付し表彰せり。

七、出棉狀況

本年度の出棉量は八十六萬八千四百六十五斤價格十一萬七千二百六圓にして收量豫想に對する出棉歩合は六割六分に當り、之を前年度に比較すれば出棉量に於て五十九萬六千六百五十七斤の増加となり價格に於ては八萬三千六百四十六圓増加せり、又出棉歩合に於ても一割一步の増率なり。

二 協會設立以降現在迄の收支計算

一、收 入

二、支出

科目	年度	
	大正十三年	同十四年
關東應補助	10,000	10,000
滿鐵補助	10,000	10,000
共同販賣取扱手数料	5元	3,365
雜收入	1,989	12,294
前年度繰越金		1,552
採種圃收入		3,710
繰棉機械賣却代		10,501
計	3,528	68,800

科目	年度	
	同十五年	昭和二年
關東應補助	15,000	30,000
滿鐵補助	15,000	15,000
共同販賣取扱手数料		15,000
雜收入		4,944
前年度繰越金		5,852
採種圃收入		1,201
繰棉機械賣却代	10,500	4,411
計	63,745	54,356

科目	年度	
	同三年	同四年
關東應補助	20,000	20,000
滿鐵補助	12,200	10,000
共同販賣取扱手数料		10,000
雜收入		7,433
前年度繰越金		1,155
採種圃收入		1,155
繰棉機械賣却代		2,498
計	65,913	62,896

科目	年度	
	同五年	同六年
關東應補助	20,000	20,000
滿鐵補助	10,000	10,000
共同販賣取扱手数料		10,000
雜收入		1,703
前年度繰越金		2,498
採種圃收入		1,960
繰棉機械賣却代		7,433
計	64,101	65,894

科目	年度	
	同七年	同八年
關東應補助	30,000	30,000
滿鐵補助		
共同販賣取扱手数料		
雜收入		
前年度繰越金		
採種圃收入		
繰棉機械賣却代		
計	41,834	40,000

科目	年度	
	大正十三年	同十四年
創立費	622	
事務費	4,015	1,783
人件費	2,781	9,990
物件費	849	3,484
雜費	399	4,664
計	1,006	1,561

科目	年度	
	同十五年	昭和二年
創立費		
事務費	2,416	16,500
人件費	1,106	1,719
物件費	545	1,481
雜費	2,435	3,330
計	6,902	23,430

科目	年度	
	同三年	同四年
創立費		
事務費	1,416	1,110
人件費	2,719	1,581
物件費	2,437	1,527
雜費	713	1,311
計	7,385	5,559

科目	年度	
	同五年	同六年
創立費		
事務費	1,157	1,634
人件費	10,167	13,614
物件費	1,170	2,730
雜費	74	205
計	13,168	18,213

科目	年度	
	同七年	同八年
創立費		
事務費	3,552	3,552
人件費	1,100	1,100
物件費		
雜費		
計	4,652	4,652

科目	年度	
	同九年	同十年
創立費		
事務費	3,668	4,018
人件費	1,496	2,011
物件費	41	
雜費		
計	5,205	6,039

科目	年度	
	同十一年	同十二年
創立費		
事務費	3,868	4,018
人件費	1,496	2,011
物件費	41	
雜費		
計	5,405	6,039

科目	年度	
	同十三年	同十四年
創立費		
事務費	5,083	6,138
人件費	1,686	1,417
物件費	410	2,954
雜費		
計	7,179	10,509

科目	年度	
	同十五年	昭和二年
創立費		
事務費	5,083	5,266
人件費	1,878	1,415
物件費	473	4
雜費	1,999	3
計	9,433	6,694

科目	年度	
	同三年	同四年
創立費		
事務費	4,988	5,083
人件費	1,611	1,686
物件費		
雜費		
計	6,600	6,769

科目	年度	
	同五年	同六年
創立費		
事務費	3,263	3,668
人件費	530	1,496
物件費		
雜費		
計	3,793	5,164

科目	年度	
	同七年	同八年
創立費		
事務費	1,715	1,496
人件費		
物件費		
雜費		
計	1,715	1,496

科目	年度	
	同九年	同十年
創立費		
事務費	3,000	3,000
人件費		
物件費		
雜費		
計	3,000	3,000

科目	年度	
	同十一年	同十二年
創立費		
事務費	1,824	1,824
人件費		
物件費		
雜費		
計	1,824	1,824

科目	年度	
	同十三年	同十四年
創立費		
事務費	1,824	1,824
人件費		
物件費		
雜費		
計	1,824	1,824

科目	年度	
	同十五年	昭和二年
創立費		
事務費	1,824	1,824
人件費		
物件費		
雜費		
計	1,824	1,824

實 所 採 建 耕	實 所 採 建 耕	實 所 採 建 耕	實 所 採 建 耕	實 所 採 建 耕	實 所 採 建 耕	實 所 採 建 耕	實 所 採 建 耕	實 所 採 建 耕
實 所 採 建 耕	實 所 採 建 耕	實 所 採 建 耕	實 所 採 建 耕	實 所 採 建 耕	實 所 採 建 耕	實 所 採 建 耕	實 所 採 建 耕	實 所 採 建 耕
三、五〇〇	二、五〇九	三、八五六	九、七四五	二、七五二	六、二八三	五、二七六	六、七七六	五、九四二
五、〇〇〇								
七、五七七	六、三二九〇	六、二八三	五、二七六	六、七七六	五、九四二	四、五〇元	五、一、〇〇一	三、五、四〇〇

六〇

説明

収入之部

一、補助金は關東廳及滿鐵會社より創立以來下附を受けしも滿鐵會社は昭和六年度限り之を廢止せられたるを以て昭和七年度よりは協會の機構を改革し、棉作の指導及種子の配付業務は滿洲棉花株式會社に委託代行せしむること、せり。而して協會は創立以來補助金のみを以て經營し他に何等の財源を有せざるに依り補助金は協會の總經費に充當せり

一、共同販賣取扱手数料は大正十四年十五年度に於ては協會に於て實棉の共同販賣の斡旋を爲し一斤に付金壹錢の手数料を徴收せるものなり

一、採種圃収入は採種圃生産の繰棉代金なり

一、雑収入は繰棉工場より生ぜし収入及其他の他の雑入を云ふ

支出之部

一、各科目の人件費は給料、諸手当、年末慰勞金、退職者の賞與記念品料、旅費等の諸給與を云ふ

一、各科目の物件費は器具機械費、筆紙墨文具費、通信費、電燈費、暖房費、印刷費、建物の保存管理費を云ふ
 一、各科目の雜費は前項に屬せざる諸經費にして其の内借入金利子工場火災保險料等は主なるものなり

第九 滿洲棉花株式會社

イ 滿洲棉花株式會社の沿革並に事業

關東廳は生産實棉の賣買及棉實配付の圓滑を圖る爲大正十五年滿洲棉花栽培協會より棉花の加工及販賣の事業を分離し、本邦有力資本家を網羅して資本金百萬圓(四分の一拂込二十五萬圓)の滿洲棉花株式會社を設立せしめ、棉花の買入及加工、棉花及種子の販賣、棉花栽培用品の供給、棉花栽培の事業を主として行はしむると共に棉花栽培協會と相連絡し棉作の指導獎勵を爲さしめつゝある特定處理機關なり。

滿洲國建設され棉作の積極的獎勵に伴ひ滿洲國に於ても棉花處理機關設立の必要に迫られたるも、急速に新機關設立不可能の爲新機關設立迄大正十五年以來棉花處理の經驗を有する滿洲棉花株式會社をして代行せしむべく、滿洲國政府よりの懇請を受けたる爲棉花會社は本事業の重要なるに鑑み、當廳の承認を受け之を代行することを承諾し、昭和八年九月奉天に事務所を設置し滿洲國內棉花買入の事業を開始したり。而して昭和九年四月六日滿洲國に於ては勅令を以て棉花會社法を制定公布し滿洲棉花股份有限公司を創立することとなり、滿洲國政府より本會社に参加を懇請せられ本會社も之に参加することとなり、資本金滿洲國幣二百萬圓四分の一拂込に對し滿洲國政府百萬圓本會社百萬圓の割當を引受けたり。

州内に於ける滿洲棉花株式會社の實棉買入數量左の如し。

年 別	收 穫 量	出 棉 數 量	出 棉 歩 合
大 正 十 五 年	三七二、七九二 ^斤	一二三、六七五 ^斤	〇、三三二
昭 和 二 年	六一〇、〇〇〇	三六六、〇〇〇	〇、六〇〇
同 三 年	六五四、九八八	三四八、〇〇〇	〇、五三〇
同 四 年	一、五五七、一五四	七二二、三五八	〇、四六三
同 五 年	一、一三七、四三二	五一九、五二三	〇、四五七
同 六 年	八五八、〇九四	三二九、六四二	〇、三八四
同 七 年	四九二、七一九	二七一、八〇八	〇、五五二
同 八 年	一、三〇九、三八三	八六八、六九八	〇、六六三

備考 出棉量は棉花株式會社にて買入せし數量なり。

滿洲棉花株式會社に於ける繰棉販賣先は左の如し。

年 別	繰 棉	賣 上 數 量	販 賣 先
大 正 十 五 年 度	一 號 繰 棉 二 號 繰 棉	三三、六一三 ^斤 八、五八七	關東州内周水子福島紡績會社 關東州内金州内外棉紡績工場
昭 和 二 年 度	一 號 繰 棉 二 號 繰 棉	一一六、九八六 一二、九〇一	關東州内金州内外棉紡績工場 同

年 度	繰 棉	賣 上 數 量	販 賣 先
同 三 年 度	一 號 繰 棉 二 號 繰 棉	一〇四、〇〇九 二二〇、五四九	青 島 紡 績 工 場 關東州内金州内外棉紡績工場
同 四 年 度	一 號 繰 棉 二 號 繰 棉	一六、〇一二 二五、一三三	奉 天 紡 紗 廠 遼 陽 滿 洲 紡 績 會 社
同 五 年 度	一 號 繰 棉 二 號 繰 棉	一六五、四〇一 一五、〇〇七	關東州内金州内外棉紡績工場 遼 陽 滿 洲 紡 績 會 社
同 六 年 度	一 號 繰 棉 二 號 繰 棉	九一、三二六 二七、七九二	遼 陽 滿 洲 紡 績 會 社 同
同 七 年 度	一 號 繰 棉 二 號 繰 棉	七八、〇〇〇 一五、九〇〇	遼 陽 滿 洲 紡 績 會 社 同
同 八 年 度	一 號 繰 棉 二 號 繰 棉	二七六、七八九 一四、七二二	關東州内金州内外棉紡績工場 關東州内周水子福島紡績會社

備考 現在本會社の工場繰業能力は繰棉機二十臺にして一箇年四百八十萬斤の實棉を繰棉し得るなり。

口 滿洲棉花株式會社定款

第一章 總 則

第一條 本會社ハ滿洲棉花株式會社ト稱ス

第二條 本會社ハ本店ヲ關東州大連市ニ置キ分工場又ハ出張所ヲ必要ノ地ニ置ク

第三條 本會社ハ左ノ業務ヲ營ムヲ以テ目的トス

一、棉花ノ買入及加工

二、棉花及種子ノ販賣

三、棉花栽培用品ノ供給

四、棉花ノ栽培

第四條 本會社ノ資本總額ハ金一百萬圓トス

第五條 本會社ノ存立期間ハ設立ノ日ヨリ起算シテ滿三十箇年トス

第六條 本會社ノ公告ハ所轄裁判所商業登記事項ヲ掲載スル新聞紙ニ掲載スルモノトス

第二章 株 式

第七條 本會社ノ株式ハ之ヲ二萬株ニ分チ一株ノ金額ヲ金五十圓トス

第八條 本會社ノ株券ハ記名式トシ十株券五十株券ノ二種トス

第九條 株金第一回ノ拂込ハ一株ニ付金十二圓五十錢トシ第二回以後ノ拂込金額及其ノ期日ハ取締役會ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

第十條 株金ノ拂込ヲ怠リタル株主ハ其ノ期日ノ翌日ヨリ金一百圓ニ付日歩金四錢ノ割合ヲ以テ遲滯利息ヲ本會社ニ支拂フヘシ

第十一條 削 除

第十二條 株主ハ其ノ氏名住所及印鑑ヲ本會社ニ届出ツヘシ之ヲ變更シタル時亦同シ

第十三條 株式ヲ取得シタルモノハ本會社所定ノ書式ニ依リ當事者連署ノ書面ヲ以テ株主名簿及株券ノ書換ヲ請求スベシ

相續、遺贈、其他法規上當然名義書換ヲ要スル事由ニ因リ株式ノ權利ヲ取得シ前項ノ手續ニ依ルコトヲ得サルモノ又ハ氏名變更ノ結果名義書換ヲ請求スル時ハ本會社ニ於テ必要トスル證明書ヲ添附スベシ

第十四條 株券ヲ毀損又ハ喪失シタルトキハ事由ヲ詳記シ保證人二名以上ノ連署ヲ以テ新株券ノ再交附ヲ請求スルコトヲ得

前項喪失ノ場合ニ於テハ本會社ハ請求者ノ費用ヲ以テ其ノ旨ヲ公告シ其ノ公告ノ日ヨリ三十日ヲ經テ故障ナキモノト認メタルトキハ新株券ヲ交附ス

第十五條 本會社ハ第十三條第十四條ノ場合ニ於テハ株券一通ニ付金三十錢ノ手数料ヲ請求者ヨリ徴收ス

第十六條 株式ノ名義書換ハ豫メ公告シテ株主總會ノ前後其他必要アル場合ニ於テハ一定ノ期間ヲ定メ之ヲ停止スルコトアルヘシ

第三章 株 主 總 會

第十七條 定時總會ハ毎年決算期日後二箇月以内ニ招集ス

第十八條 削 除

第十九條 總會ニ出席スルコト能ハサル株主ハ出席株主ニ限り代理ヲ委任スルコトヲ得但シ法定代理人ハ此ノ限りニアラス

代理人ハ其ノ委任狀ヲ本會社ニ差出スニアラサレハ議決ニ加ハルコトヲ得ス

第二十條 株主ノ議決權ハ一株ニ付一箇トス

第二十一條 總會ノ議長ハ社長之ニ任シ社長事故アルトキハ專務取締役或ハ常務取締役又ハ他ノ取締役之ニ任ス

第二十二條 削 除

第二十三條 削 除

第二十四條 總會決議ノ事項ハ總會決議録ニ記載シ議長及出席役員署名捺印シ本會社ニ保存ス

第四章 役 員

第二十五條 本會社ノ役員ハ取締役七名以内監査役三名以内トス

第二十六條 取締役及監査役ハ株主總會ニ於テ本會社株式三百株以上ヲ所有スル株主中ヨリ之ヲ選舉ス但シ得點同數ナルトキハ抽籤ヲ以テ之ヲ定ム

第二十七條 取締役ノ任期ハ三年監査役ノ任期ハ二年トス但シ其ノ任期カ定時總會ノ結了前ニ終了スル場合ハ其ノ任期ヲ該總會ノ結了スル迄延長スルモノトス

第二十八條 取締役ハ互選ヲ以テ社長一名ヲ定ム

業務ノ必要ニ依リ專務取締役或ハ常務取締役ヲ置クコトアルヘシ

第二十九條 社長ハ會社ヲ代表シ其ノ業務ヲ統理ス社長事故アル時ハ專務取締役或ハ常務取締役其ノ職務ヲ代理ス

專務取締役或ハ常務取締役ハ社長ヲ補佐シ本會社ノ業務ヲ掌理ス

第三十條 取締役會ハ其ノ決議ヲ以テ相談役又ハ顧問ヲ選任スルコトヲ得

第三十一條 取締役及監査役ニ缺員ヲ生シタルトキハ臨時總會ヲ招集シ補缺選舉ヲ行フ但シ法定ノ員數ヲ缺カス業務

ニ差支ナキ時ハ次期ノ總會迄延期スルコトヲ得

第三十二條 補缺選舉ニ依リ新ニ就任シタル者ノ任期ハ前任者ノ殘任期間トス

第三十三條 取締役ハ就任ノ際其ノ所有ニ係ル本會社ノ株券一百株ヲ監査役ニ供託スルコトヲ要ス

第三十四條 取締役及監査役ノ報酬ハ株主總會ニ於テ之ヲ決ス

第五章 計 算

第三十五條 本會社ノ決算期日ハ毎年一回五月末日トス

第三十六條 本會社ノ計算ハ每營業期總收入金ヨリ諸經費及諸損金消却金ヲ控除シタル殘額ヲ利益金トシ左ノ方法ニ依リ之ヲ處分スルモノトス

一、法定 積 立 金 百分ノ五

一、特別 積 立 金 若 干

一、役員賞與及交際費 百分ノ十以内

一、從業者扶助基金 若 干

一、株 主 配 當 金 若 干

一、後 期 繰 越 金 若 干

第三十七條 株主配當金ハ該決算期日ニ於ケル株主名簿現在ノ株主ニ對シテ之ヲ爲スモノトス

附 則

第三十八條 本會社ノ負擔ニ歸スヘキ創立諸費ハ金五千圓以内トス

(大正十五年十月二十日創立總會ニ於テ訂正決定)

ハ 會社設立以降現在迄の營業報告

第一回 (大正十五年)

當社は創業に當り實棉買入に關する關東廳指令に基き州内各地方に買入日を定め關東廳の發表せる實棉相場を標準として買付を爲せり。本期間會社が取扱ひたる總斤數十二萬三千六百七十五斤にして此の金額金九千五百三十七圓五十錢なり、現在設備せる工場能力は實棉二百萬斤を消化し得るを以て今後實棉の收穫買入れの増加を見るも作業に於て障害を來すこと更に無し。

本期間の一般的業績に於ては其の初期に於て米國未曾有の豊作を告げ相場は暴落に次ぐに暴落を以てせり。而も滿洲に於ては殆ど稀有の不良天候を續け自然州内棉作は甚しき打撃を受け、其の生産量約四拾萬斤にして會社創立の遅延と且つ關東廳取締規則の州内に普及するの餘日無かりしは當社の買付數量に於て豫定の成績を擧ぐることはざることとなり實に遺憾とするところなり。然れども期末に到り本年の天候頗る順調にして植付反別も亦豫期の成績を擧げたるを以て次期に於ては關東廳の熱心なる補助獎勵策と相俟ち豫期の好果を擧ぐるものあるを確信す。殊に米國に於ける植付反別の激減は漸次相場の昇騰を告げ甚だ意を強ふするに足るべし。

第二回 (昭和二年)

當社は實棉買入に關する關東廳指令に基き州内各地方に買入設備を整へ買入日を定め、關東廳の發表せる實棉相場を標準とし買付を爲せり、本期間會社の取扱ひたる實棉總斤數約三十六萬斤にして此の金額金五萬五千四百七十七圓二十三錢なり出來繰棉總量十三萬四百八十九斤、賣上高七萬一千四百四十二圓四十四錢、棉種子總量二十二萬七百二十四斤にして此の賣上高九千九百八十四圓四十九錢に達せり。

本期間の一般業績に於ては世界棉花を支配する米棉の植付反別の激減は自ら初期に於ける低落相場を復活せしめ順時昇騰を續けたり。滿洲に於ける天候は前半期に於て乾燥し後半期に於て頗る順調なる雨量を見たるが故に州内棉作は甚だ良好なる發育をなし發芽面積實に千三百町歩に達し、其の生産量約百二十萬斤内外にして優秀なる成績なりと思料す。然れども未だ關東廳棉花取締規則の州内に普及せざると又支那人耕作者間に於ける自家用消費額と甚だ多量に上り自然市場出棉量を減じ當社の買付數量も豫定の成績を擧ぐる能はざりしと雖も、其の平均相場は百斤六十一圓五十五錢に相當し他農作物の収益に比し優る所ありたるは意を強くするに足るものあり。

期末に於ける天候の順調なると關東廳の熱心なる補助獎勵策とは相俟つて次年度の植付反別(三千町歩)の増加となり昨年比し約倍數を示しつゝ本期を終了するに到れり。

第三回 (昭和三年)

當社は實棉買入に關する關東廳指令に基き州内各地方に買入設備を整へ買入日を定め關東廳の指令する實棉相場を標準として買付を爲せり。本期間會社の取扱ひたる實棉總斤數約三十四萬斤、此の金額五萬四百三十七圓二十四錢なり、出來繰棉總量十二萬四百八十七斤、此の賣約高七萬十六圓四十四錢、棉花種子二十二萬二千三百三十斤、此の賣上高八千八百六十四圓五十五錢にして此の収益金二萬八千四百四十三圓七十五錢に達したり。米國に於ける作柄は平年作なりしも古棉の在庫品尠なく爲に相場は常に平準を保ち百斤六十圓内外を維持したり。本期間に於ける州内棉作は其の發芽面積千五百六十六町歩に達し前期より約二百町歩を増加したりと雖も、農民の多くは未熟棉作者にして下

畑若くは樹蔭等に植付けたるもの約七割に達し著しく其の收穫量を減じ、當社の買付數量も豫定の成績を擧ぐる能はざりしは甚だ遺憾に堪へざる處なり。其の買入平均相場は百斤約五十六圓八十二錢に相當し、上畑に於ける収益は他農作物の収益に比し優る所ありたるは意を強くするに足るものなり。

期末に於ける天候の順調なると關東廳及棉花協會の熱誠なる指導策と革新的施設とは相俟ちて次年度の成績を増加良好ならしむるものあるを信ず。

第四回

(昭和四年)

本期間内我國の棉花市場は近年になき不況の折柄銀塊の恐怖的暴落は銀本位國への棉絲布輸出不振となり一層其の度を加へ、更に印度の綿布關稅引上問題且つ金解禁による一般財界の不振は消費減退となり市場の環境益不良當社實棉買入當初(四年十月二十四日)五十五圓三十三錢の相場は其後續落を辿り三月十日の如きは四十圓と大暴落をなし棉業界は爲に一時不安の状態となりたりしも、米國聯邦農事局の棉花引取説及棉花一封度に付十六仙迄生産者に對する金融の聲明は市場の人氣稍好轉の材料となり四圓方相場の恢復を見るに至れり。

當社本期間買入實棉の數量は七十二萬餘斤、此の金額十萬六千三百五十二圓四十七錢にして製品出來高繰棉二十五萬六千四百六十二斤、賣上金額十三萬七千八百九十一圓三十三錢、棉種子四十八萬二千一百斤、賣上金額一萬三千五百七十二圓三十錢を加へ此の収益金四萬七千八百五十七圓六十五錢なり。

州内棉作の經過は頗る良好なる狀況にあり、本年度は特に天候順調にして本社直營農場の如きも從來反當收穫平均百二十五斤なりしに二百數十斤の好成績を示し一般生産者にありても同様反當數百斤の多數收穫を見たる者不尠、故に棉作の有利なることは漸次一般に認知せられつゝあり、五年度作付申込の如きも希望者多く關東廳の豫定作付面積以上に達し種子配布に耕作者を嚴選するが如き例年に見ざる實情にあれば關東廳及棉花協會の熱誠なる指導と相俟つて必ずや斯業の成績を一層良好ならしむるものあるを信ず。

第五回

(昭和五年)

本期間内に於ける我が棉業界は銀價暴落により對支貿易の不振に續き印度の綿布關稅引上げ或は不買同盟等種々なる空前の打撃を受け甚だしく苦境に沈淪せしも、最近に至り商況稍小康を呈するに至り殊に英國に突發せる織布工の大爭議は印度市場が我が當業者に好影響の感ありしも是は單に昨年度の最悪期に比し情勢の僅かに立直りたる程度に過ぎず總括的見地より樂觀は未だ尙早からんと思考せらる。乍然紡績界の高率操短三割四分四厘を四月一日より三分六厘更に七月より五分六厘と追加解除し緩和を行ふ情況より考察するときは一時其の前途を悲觀し盡されたる斯業界も漸く一縷の期待を繋がるゝに至れり。

従つて本社本期間の業績も悉く不利なる環境に且つ棉價の暴落による買入手數料の半減となり、加ふるに天候不順にして前半旱魃に後半降雨過多に苦しめられ作柄充分ならず生産集荷共に初期豫想に達せざりしは甚だ遺憾なりしも買入實棉量五十一萬九千五百二十三斤、買入金額四萬二千二百八十三圓九十八錢、製品出來高繰棉十八萬一千九十九斤種子三十四萬六千斤之が取引値段は幸にも十月以降の最高を以て賣上益金二萬三千六百餘圓を得たることは商況不振且つ數量の割合に比し良好なる成績を得たり。

第六回

(昭和六年)

本期間内に於ける本邦經濟界の情況は世界的不況に主因するは論を俟たざる處なれ共、遠く歐洲戰直後に因を發し我が國經濟史上稀に見る慘憺たる現狀にして波瀾重疊安定の暇なく不安極に達し、特に滿洲事變に次ぐ上海事件は我

が棉業界の蒙りたる影響甚大にして全く今後の推移を豫測し難き實狀にして眞に未曾有なる恐慌時と云ふべきなり。従つて本期間本社の業績も不振にして本邦棉製品の輸出不振加ふるに一般棉花商の時局先見越に依る棉花の輸入滞貨等にて終に期末迄に希望する引合相場なく止むなく在庫品として決算面に計上するが如き創業以來嘗て見ざる現象を呈せり。

然れ共本社營業の將來は本邦現在の國狀と新滿洲國家の建設に伴ひ前途洋々たるものあり、今日の難局に善處し來るべき好機に必ずや期待し得べし。

第七回 (昭和七年)

我綿業界は前期より引續き不振、加ふるに帝國の聯盟脱退米國金融界の大動搖日印通商條約廢棄問題等種々續發する事件に波瀾の中に本期を経過せるも之等諸問題は從來等閑に附されたる本邦棉花對策に非常な刺戟を與へ、朝野擧つて棉花は自給自足を唱道するに至りたるは邦家將來の爲誠に慶賀すべき事にして本社設立の意義亦茲に存する處なり。滿洲國の建國を見るや棉作の大々の獎勵なすべしとの議起り、滿洲國政府を初め在滿主要機關之に本社も参加し獎勵方法の協議回を重ねること十數回、具體案成りて滿洲國政府は去る四月實施機關として關東廳滿鐵會社と協力滿洲棉花協會を組織し三十萬町歩年産實棉三億五千萬斤を目標として積極的獎勵事業に着手せり。

本期間本社の業績は買入實棉數量二十七萬八千八百八十八斤此の金額三萬三千五百六十圓十一錢、製品出來繰棉九萬四千二百斤賣上金額金四萬九千九百九十四圓二十四錢にして前年度に比し成績稍不良の感なきに非ざるも、本年度初期に於ける出棉數量は實棉四十萬斤を豫想し買入準備を整へたるに不幸開花期に至り天候不順降雨多かりし爲結實數尠く收量豫想に反し僅に四十九萬千七百餘斤に過ぎず、加ふるに日支事變に伴ひ天津方面より棉花輸入難の傾向ありて地

方需要に對する供給充分ならず爲に州内生産棉花の密賣をなす者續出し終に出棉二十七萬一千八百餘斤の僅少となり豫期の成績を擧げ得ざりしは甚だ遺憾とする處なり。

第八回 (昭和八年)

本期に於ける當社棉花取扱數量は實棉にて約八十七萬斤この金額十一萬七千六百八十七圓なり、製品繰棉三十二萬七千八百六十六斤にして同種子三十七萬八千九百四十二斤なり。

右は關東廳に於ける棉作獎勵開始後空前の好成績を示せるものにして之が因由は偏に順調なる天候竝に好相場の出現による事を俟たざるも、他面當社が滿洲棉花栽培協會指導部の任を委囑せられ直接棉作者と連繫し植棉指導に従事するに至り完全に助成機關としての使命を發揮し得たる點見逃す可らず、本期に於て當社が欣然株主各位に特筆大書して報告し得るものなり。

次に當社が棉花に關し本邦唯一の特殊機關たるは御案内の如し。滿洲國政府は建國々々棉業二十箇年計畫を樹立せられ國內生産棉花の改良増殖を急務とし當社に之が處理方を委囑し來れり、因つて當社は昭和八年九月一日奉天に之が事務所を開設し遼陽及大虎山の兩地に繰棉工場を外に二十一箇所の收買所を設置し同月十二日より各地一齊に收買開始本年四月十日迄滿洲國內生産棉花の處理に従事せり。

此間の取扱高は

實	棉	四六六、一〇八斤
繰	棉	三七五、〇九五斤

に過ぎずして處理豫定に及ばざりしも棉花の格付査定の規律化、衡器の改良、取引陋習の打破竝に市場統制に多大の

貢獻をなし生産者需要者間に公平なる仲介機關となり而して本機關が當業者の福利増進並に農村繁榮の動因たる可き事を一般に知悉せしめたるは一大功績と謂はざる可らず。

斯くて本年四月六日滿洲帝國に於ては勅令を以て棉花會社法を制定公布せられ、當社は處理機關たる滿洲棉花股份有限公司の創立に参加す可きを慫慂せられたり。因つて當社は昨年七月二十九日第七期株主總會に於ける決議に基き新會社の資本金滿洲國幣二百萬圓四分之一拂込に對し滿洲帝國政府一百萬圓本社一百萬圓の割當を了諾す。

追而四月十日株金の拂込をなし翌十一日創立總會を了し同十九日會社設立認可となるや即日設立登記を終へ茲に完全なる滿洲棉花股份有限公司を設立せり。

扱て此間州内棉花は頭書の如く工場作業を終了したるを以て百方繰棉及種子の處分に奔走せるも、時恰も米印棉との値開益度を加へし爲當地需要家は採算上當然の如く印棉の使用量を増加したり。其の結果は各方面との引合を益々困難に陥らしめたる一方、米棉はバンクヘット案により減産政策實施氣運濃厚に見え現物相場十二仙六五にまで漸騰し當地棉にとり大勢有利の如く見えたるも米國經濟界のインフレーション期待外れに右は一時的現象に終り現在に於ては十一仙處を上下するが如き事態を告げ當社は手持品の賣拔に不尠腐心するの止む無きに立ち至れり。然るに五月に入り相場稍落着を見せ漸く左の通り

繰 棉	三〇九、六二二斤
賣 上 代 金	一六一、一四〇圓二〇錢
種 子	三七八、九四二斤
賣 上 代 金	一二、四三八圓六二錢

賣約出來之にて在荷略ぼ一掃するを得、多事なりし本期は寧ろ將來の吉兆を以て無事隆盛裡に終了するを得たり。

ニ 實棉買入並に繰棉營業免許指令

指令第一八八八號

滿 洲 棉 花 株 式 會 社

大正十五年十一月十六日附申請實棉買入並繰棉營業ノ件左ノ條件ヲ附シ免許す

大正十五年十一月十八日

關東長官 伯爵 兒 玉 秀 雄

第一條 會社ハ實棉取扱規程ヲ定メ關東長官ノ認可ヲ受クヘシ

第二條 實棉買入ノ場所及期日ハ關東長官之ヲ指定スルモノトス

會社ハ實棉買入場所ニ「關東廳免許滿洲棉花株式會社實棉買入場」ト記載シタル標札ヲ掲ケ衡器ヲ備附クヘシ

第三條 實棉ノ等級ハ一等棉、二等棉、三等棉、四等棉及五等棉ノ五種トシ標準見本ニ依り民政署長又ハ民政支署長之ヲ決定スルモノトス

標準見本ハ毎年會社及滿洲棉花栽培協會ノ意見ヲ徵シ關東長官之ヲ定メ實棉買入場ニ之ヲ備附クルモノトス

第四條 實棉取引價格算定方法ハ毎年會社及滿洲棉花栽培協會ノ意見ヲ徵シ關東長官之ヲ指定スルモノトス

第五條 會社ハ實棉買入場ニ帳簿ヲ備へ買入レタル實棉ニ付年月日、等級別數量、單價及價額並販賣者ノ住所氏名ヲ

記入スヘシ

第六條 會社ハ棉花栽培用種子ヲ滿洲棉花栽培協會ニ提供スヘシ

前項種子ノ數量及選別方法ハ關東長官之ヲ指定シ其ノ價格ハ毎年會社及滿洲棉花栽培協會ノ意見ヲ徵シ關東長官之ヲ指定スルモノトス

第七條 左ノ場合ニ於テハ會社ハ關東長官ノ認可ヲ受クヘシ

- 一 定款又ハ實棉取扱規程ヲ變更セムトスルトキ
- 二 役員及支配人就任若ハ辭任シ又ハ之ヲ解任セムトスルトキ
- 三 利益金ヲ處分セムトスルトキ

第八條 會社ハ決算期毎ニ財産目錄、貸借對照表、損益計算書及事業報告書ヲ關東長官ニ提出スヘシ

第九條 關東長官ハ隨時所屬職員ヲシテ會社ノ業務、帳簿、財産其ノ他一切ノ物件ヲ検査セシムルコトアルヘシ

第十條 關東長官ハ會社カ定款、實棉取扱規程又ハ本條件ニ違反シタルトキ又ハ關東長官ニ於テ必要ト認ムルトキハ

免許ノ取消、業務ノ停止、職員ノ解任其ノ他必要ナル命令又ハ處分ヲ爲スコトアルヘシ

第十一條 免許ノ期間ハ十五年トス

第十二條 關東長官必要ト認ムルトキハ本條件ヲ變更スルコトアルヘシ

第十 實棉取引價格算定方法

關東廳に於ては實棉取引價格の公正を期する爲毎年關東長官は實棉取引價格算定方法を定めて滿洲棉花株式會社に對し左の通り命令を發しをれり。

命令 第 號

滿洲棉花株式會社

何年度其ノ社ノ取扱フ實棉取引價格算定方法左ノ通指定ス

年 月 日

關東長官

第一條 實棉取引價格ハ左ノ方法ニ依リ算定スヘシ

一、大阪ニ於ケル米棉「ストリクト、ロー、ミツドリ」現物價格ヲ標準價格トス

二、標準價格ヨリ輸出費用 圓 錢ヲ減シ之ニ二百分ノ三十三(繰棉歩合)ヲ乘シ之ヨリ繰棉賃 圓 錢ヲ減シ之ニ棉實代 圓 錢ヲ加ヘ其ノ百分ノ八(諸掛手數料)ヲ差引キタル金額ヲ繰棉工場ニ於ケル一等實棉ノ價格トス

三、一等實棉ノ價格ニ左ノ比率ヲ乘シタル金額ヲ繰棉工場ニ於ケル二等實棉以下ノ價格トス

- 二 等 棉 九五%
- 三 等 棉 八五%
- 四 等 棉 六五%
- 五 等 棉 四〇%

四、繰棉工場ニ於ケル各等級實棉ノ價格ヨリ別表ニ掲ケル各實棉買入場ヨリ繰棉工場ニ至ル運賃諸掛ヲ減シタル金額ヲ各實棉買入場ニ於ケル各等級實棉ノ取引價格トス

五、前各號ニ掲クル價格ハ凡テ百斤當トス

第二條 前條第一號ニ掲クル大阪ニ於ケル米棉「ストリクト、ロー、ミッドリング」現物價格ハ大阪ニ於テ確實ト認ムル米棉輸入商及紡績業者各五軒ノ毎月一日、四日、六日、九日、十一日、十四日、十六日、十九日、二十一日、二十四日、二十六日及二十九日ニ發表シタル價格ノ平均トシ當廳ニ於テ朝鮮銀行大阪支店ニ依頼シ同支店ヨリ之ヲ各民政署長ニ通知スルモノトス

第三條 標準價格ハ前條ノ通知カ民政署長ニ到着シタル時ヨリ之ヲ適用スヘシ但シ其ノ通知カ取引ノ中途ニ到着シタルトキハ其ノ翌日ヨリ之ヲ適用スヘシ

第一條第二號ハ實棉取引價格算定上最も重要なる事項なれば毎年關東廳ハ滿洲棉花栽培協會並に滿洲棉花株式會社に對シ左記事項に關シ充分意見を徴シ慎重協議の上決定す

記

○輸出費用ニ對シテハ左ノ項目ヲ調査ス(繰棉百斤當價格)

- 袋代 亞鉛引線 荷造費 濱出費
- 積込費 大連間賃金 大阪船賃 荷捌賃
- 看貫料 積出賃 荷爲替料 海上保險料
- 衡差 賣上手數料
- 繰棉賃ニ關シテハ左ノ項目ヲ調査ス(實棉百斤當價格)
- 動力費 オツブナー費 人夫賃 女工賃

- 機械油 グリス ウエス 消耗費
- 選棉費 混棉費 種オツブ費 機械工場保險料
- 機械器具消却費

○實棉買入場ヨリ繰棉工場ニ至ル實棉運賃諸掛ニ關シテハ左ノ項目ヲ調査ス(實棉百斤當)

- 荷造費 繩代、木綿糸、荷札、人夫賃、麻袋損料
- 自買入場 鐵道運賃
- 至驛運賃

第十一 既往五箇年間棉花相場

年別	昭和四年	同五年	同六年	同七年	同八年
十月	五五・二三	三〇・一九	二〇・三四	四三・五〇	四九・五五
十一月	五一・四一	三一・二八	二一・四三	四七・五六	四七・四三
十二月	五〇・六一	二八・七四	二四・五〇	四四・五九	四七・二八
一月	四九・八八	二八・九一	三〇・〇九	四五・五四	五二・三七
二月	四五・二四	三一・一九	三二・七一	四二・四六	五八・四二

本表は朝鮮銀行大阪支店の調査による「ストリクト、ロー、ミッドリング」の各月の平均相場なり。

第十二 關東州棉花取締規則

(大正十五年十月十五日廳令第五十三號)

第一條 棉花ヲ栽培セムトスル者ハ民政署長(又ハ民政支署長)ニ届出テ種子ノ配付ヲ受クヘシ

第二條 棉花ハ故意ニ水氣ヲ含マシメ又ハ土砂其ノ他ノ物質ヲ混淆シ又ハ其ノ品位ヲ損スヘキ一切ノ手段ヲ施シテ販賣スルコトヲ得ス

第三條 實棉ハ關東長官ノ指定シタル場所以外ニ於テ賣買スルコトヲ得ス

第四條 實棉ヲ買入又ハ營利ノ目的ヲ以テ繰棉ヲ爲サムトスル者ハ關東長官ノ免許ヲ受クヘシ

前項ノ免許ヲ受ケタル者ノ實棉買入價格ハ民政署長(又ハ民政支署長)之ヲ指定スルコトアルヘシ

第五條 實棉又ハ棉實ヲ關東州内ニ搬入セムトスル者ハ關東長官ノ許可ヲ受クヘシ

第六條 前四條ノ規定又ハ前四條ノ規定ニ基キテ發スル命令ニ違反シタル者ハ二百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

實棉ヲ買入レ又ハ營利ノ目的ヲ以テ繰棉ヲ爲ス者ニシテ本令又ハ本令ニ基キテ發スル命令ニ違反シタルトキハ其ノ免許ヲ取消スコトアルヘシ

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附

錄

大同二年度滿洲國縣別棉花作付面積及收穫量

滿洲棉花協會調查

錦興蓋營鳳錦黑義綏臺海遼遼縣

西城平口城山 中安城中陽別

縣別	作付面積	實棉收穫量
遼陽	一七五、一〇〇〇 ^反	三六、七七一、〇〇〇 ^斤
遼中	一五、〇二三〇	二、八五四、三七〇
海城	一八、九七六〇	三、九八四、九六〇
臺安	一〇、〇〇〇〇	一、二〇〇、〇〇〇
綏中	二三四〇	三九、七八〇
義州	五二、七七〇〇	一一、〇八一、七〇〇
黑龍山	四八、三五九・三	一〇、一五五、四五三
錦州	一五、二四八・五	二、八九七、二一五
鳳城	二、七六〇〇	三五八、〇〇〇
營口	一、八〇〇〇	三二四、〇〇〇
蓋州	三二、〇〇〇〇	六、七二〇、〇〇〇
興城	八、八二〇〇	一、五八七、六〇〇
錦西	二、八〇〇〇	五三二、〇〇〇

熱河省

承朝平建隆阜瀾青興凌
德陽泉平化新平南龍龍源
計

五七〇〇
二四、〇〇〇〇
一、八〇〇〇
六、〇〇〇〇
七、五〇〇〇
三〇〇〇
一、八〇〇〇
二四、〇〇〇〇
六、〇〇〇〇
一、八〇〇〇
九、〇〇〇〇
五二四、八九六・二

五七、〇〇〇
三、六〇〇、〇〇〇
二一六、〇〇〇
七八〇、〇〇〇
二七、〇〇〇
七五〇、〇〇〇
一八〇、〇〇〇
二、八八〇、〇〇〇
六六〇、〇〇〇
一九八、〇〇〇
一、二六〇、〇〇〇
九七、四四八、三三八

岫盤安莊復北昌瀋鐵開新彰康撫懷本法

巖山東河鎮圖陽嶺原民武平順德溪庫

九六〇〇
一、二三六〇〇
三九六〇
一、六八〇〇
一四、〇〇〇〇
一一、〇〇〇〇
五二八〇
三、〇〇〇〇
三二四
二一・六
五、九一三〇
一、〇三二〇
一一、二九三・四
一、六八〇〇
三八三〇
八四〇〇
三、二四〇〇

一二二、二〇〇
一四八、三二〇
六三、三六〇
二一〇、〇〇〇
二、六六〇、〇〇〇
二、〇九〇、〇〇〇
五〇、一六〇
三九〇、〇〇〇
三、五六四
三、七八〇
七〇九、五六〇
九八、〇四〇
一、一〇六、四〇六
二一〇、〇〇〇
三四、四七〇
一四二、八〇〇
二九一、六〇〇

昭和九年十二月十日印刷
昭和九年十二月十五日發行

【非賣品】

關東廳內務局農林課

大連市東公園町三十一番地

印刷人

吾

妻

力

松

大連市東公園町三十一番地

印刷所

滿洲日報社印刷所

民國二十一年十月五日

【附錄】

廣東省立第一中學

廣東省立第一中學

廣東省立第一中學

廣東省立第一中學

廣東省立第一中學

